

令和5年12月4日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	深野	晃弘
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	馬場	浩義
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
財	政	田中	和己
防	災	毛利	昭夫
企	画	限本	興樹
定	住	高巢	雅彦
環	境	石橋	信輝
健	康	末廣	英子
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
第	一	木村	孝
第	二	堤	辰幸
上	下	松尾	正久
ス	ポ	松尾	裕二
農	業	(松藤洋治)	
立	花	持丸	弘

議事日程第2号

令和5年12月4日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高山正信議員
- 2 花下主茂議員
- 3 田中栄一議員
- 4 高橋信広議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日からの一般質問よろしくお願いたします。

お知らせいたします。花下主茂議員、田中栄一議員、高橋信広議員要求の資料及び高橋信広議員提出の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信いたしておりますので、御了承をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。9番高山正信議員の質問を許します。

○9番（高山正信君）

皆さんおはようございます。傍聴の皆様におかれましては、お忙しい中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして大きく3点質問いたします。

まず、1点目が公共施設の在り方について、2点目が令和5年豪雨災害について、3点目が八女市の農業についてでございます。

詳細につきましては質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問どうぞよろしくお願いいたします。

まず、9番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、公共施設の在り方についてでございます。

立花庁舎の今後の利活用についてというお尋ねでございます。

立花庁舎の今後の利活用につきましては、公共施設等総合管理計画の目標を踏まえ、周辺の公共施設の現状と課題を集約し、新庁舎開庁後、住民の方々にとって利便性の高い公共サービスの提供とまちづくりの拠点としての機能が発揮できるよう検討を行っているところでございます。

次に、体育施設の在り方についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に2の令和5年豪雨災害について及び3の八女市の農業について答弁をいたします。

令和5年豪雨災害についてでございます。

まず、農地、農業用施設の復旧状況についてでございます。

今年7月の豪雨により被害を受けた農地、農業用施設の復旧状況につきましては、特に市民生活や営農に影響のある箇所から応急対策に努めております。現在、国や県などの関係機関と復旧工事に係る協議を進めており、早期復旧に努めてまいります。

次に、八女市の農業についてでございます。

まず、担い手確保の制度についてでございます。

担い手の確保につきましては、八女市、J A及び普及センターで構成する八女市担い手育成総合支援協議会に専門の相談員を配置し、就農希望者の様々な相談に対応しております。

その中で、国の補助事業や八女市独自の支援策など情報を提供し、また、関係機関と連携しながら技術習得の研修、研修後の経営発展に向けた取組、就農に向けた空き農地等の確保など、様々な支援により担い手の確保に努めております。

次に、担い手確保に伴う定住政策についてでございます。

八女市外からの担い手確保を図る上で定住対策は重要であると考えております。今後も引き続き関係課が相互に連携し、また、八女市担い手育成総合支援協議会、J A就農支援センターなど、関係機関とも連携を図りながら、新規就農者を含む担い手の確保及び定住の推進を図ってまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

9番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

1、公共施設の在り方について、(2)体育施設の在り方についてのお尋ねです。

体育施設の今後の在り方につきましては、市民のスポーツ活動の場として重要な施設でありますので、各施設の劣化状況や利用状況を調査し、施設の最適化について検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（高山正信君）

まず、1、公共施設の在り方についての(1)立花庁舎の今後の利活用についてお伺いいたします。

前回9月定例会で、立花町光友地区のまちづくり、土地利活用について伺いました。その中で市長答弁に、立花町光友地区については、八女市都市計画マスタープランにより立花支所周辺をこの地域の拠点として位置づけ、八女市立地適正化計画により都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定を行っておりますということでした。確かに立花支所、また、その周辺は重要な拠点になると私も考えております。

そこで、新庁舎完成後は議会機能として利用されているこの立花庁舎の2階、3階部分については利活用策について検討する必要があると思っておりますので、今回質問をさせていただいております。

まず、初めにお伺いしますが、市長答弁にありました公共施設等総合管理計画とはどのような計画なのかをお伺いいたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

議員お尋ねの公共施設等総合管理計画の概要について御説明をさせていただきます。

この計画につきましては、昭和40年代から50年代にかけて日本の高度経済成長期に建設されました公共施設が、近年、耐用年数を迎えておりまして、将来的にもその建て替え費用や維持管理費等が自治体の財政運営に大きな負担となることが懸念されております。それを踏まえて総務省が全ての自治体を対象に策定を義務づけておりまして、そのような計画となっております。そのため、国の方針によって市のほうが所有しております公共施設の利用状況や劣化状況などを調査した上で適正な配置等を検討し、平成29年の3月に市の公共施設等総合管理計画を策定しております。

策定当時の30年後に当たる2046年までを計画期間としておりまして、公共施設の総延べ床面積をまず40%削減する、併せまして施設を長寿命化等によって使用期間を20年間延伸するというので、その2つの削減目標をつくっております、その取組を今進めているところでございます。

以上です。

○9番（高山正信君）

今、課長が言われたように、平成22年の合併後において多くの公共施設を保有し、運営をしていただいておりますが、施設によってはかなり老朽化している施設もあり、今後、施設の建て替えや維持管理費が負担となると思いますので、施設の集約化や複合化が必要であると考えています。計画に沿った施設管理をぜひお願いしたいと思っておりますが、そこで、立花庁舎についてお伺いしたいんですが、今後の立花庁舎の利活用において、施設、設備面では現在どのような課題があるのかをお伺いします。

○立花支所長（持丸 弘君）

お答えいたします。

立花庁舎につきましては平成7年12月建築となっております。建築後27年が経過しております。そのため、空調設備や雨漏り、外壁の劣化など、建物の老朽化が課題となっております。

今後、支所機能を発揮し、まちづくりや災害時の防災拠点として活用していくためには、一定の改修工事等により長寿命化が必要になってくると考えております。

○9番（高山正信君）

市長答弁にもあったように、利便性の高い施設として立花庁舎を活用することが地域住民の方々のまちづくりの拠点として有効的な活用につながると思っておりますが、そこで、お伺いしたいんですが、立花庁舎の利活用には、まず、地域の方々の御意見を聞くことが重要だと思いますが、この点はどのように対応されているのかをお伺いいたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、立花庁舎を有効的に活用するという点につきましては、地域の皆様からの御意見が大変重要かと考えております。

そこで、これは毎月開催をされておりますが、立花地区の行政区長会において立花庁舎並びに周辺の公共施設の現状や課題等につきまして協議をさせていただいて、その中において立花庁舎の今後の利活用について大変重要な御意見を伺っておりますので、こちらにつきましてもできる限りスムーズに、しかも利便性の高い庁舎として活用できますように、今後も十分連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○9番（高山正信君）

この利活用についてしっかりと地元の皆さんの意見を聞いていただきたいと思うのですが、立花庁舎周辺の公共施設についても老朽化が課題になっている施設があります。また、エレベーターが設置されていないなどバリアフリーにも課題がある施設もございます。

そこで、お伺いしたいんですが、そのような周辺施設の課題についてはどのように考えて

あるのかをお伺いいたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

議員、先ほどもおっしゃったとおり、立花庁舎の周辺には数多くの公共施設が立地しております。その中で新耐震基準等で建設されていない施設等も数多くありまして、今後の課題であると認識をしております。

そのため財政課としましては、周辺の施設の課題等も含めて市民の方々が安心して利用されるように、また、利便性の高い庁舎機能としての整備についても立花支所と一層連携をしまして課題解決に向けて協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○9番（高山正信君）

立花庁舎の利活用につきましては、地域の方々への利便性や災害時を含めた安全・安心な施設運営をまず第一に検討していただくことを要望して、次の体育施設の在り方についてをお伺いしたいと思います。

公共施設に関しましては、公共施設等総合管理計画の中で23年後の2046年度には市が保有する施設全体の適正配置などを検討し、先ほど課長も言われましたように、公共施設の延べ床面積の40%を削減することとなっています。もちろん体育施設もそれに含まれるわけですが、最近ではみさき学園など義務教育学校に校種を変更されているところもあります。今後は統合による義務教育学校は増えてくるのではないかと思いますし、一層の体育施設の集約などについて検討が必要だと思っております。

そこで、お伺いしたいんですが、今現在、八女市内の体育施設で屋内運動場、つまり体育館と、屋外運動場、グラウンドの数、それと、その他の体育施設が幾つあるのかをお伺いいたします。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

お答えいたします。

市内には屋内運動場が11か所、屋外運動場が20か所、その他の施設が5か所あり、市内で36の体育施設を有しております。

○9番（高山正信君）

今36の施設ということですけど、それだけの施設があれば利用状況にもかなりの差があるんじゃないかと思っております。そして、維持管理もかなりかかるんじゃないかと思うんですが、また、私が知っている体育館もそうですが、老朽化も課題だと思っております。先ほどの公共施設等総合管理計画の説明にもありましたが、あの施設も、この施設も、どれも残すとすると財政的にも大きな負担になると考えられるのですが、体育施設の在り方について

は具体的に適正な配置などを検討されていると思っております。

そこで、お伺いしたいんですが、例えば、利用者が少ない施設は統合するとか、同じ機能、用途で立地が近い場所は統合するなどの考え方があればお伺いいたします。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

お答えいたします。

現在、市では市内36か所の全ての体育施設につきまして施設の利用実績及び施設の現況について調査を行っております。

施設の利用実績につきましては、昨年度導入いたしました体育施設予約システムの利用実績を活用し、曜日ごとの利用、昼間・夜間の利用、利用団体の情報等を分析することにより、施設現況調査と併せて市内体育施設の最適化の検討を進めてまいります。

○9番（高山正信君）

最初の質問でも触れたんですが、立地適正化計画に連動されたのが公共施設等総合管理計画であり、将来のまちづくりを想定しながら公共施設などを集約、再編することで、住民の利便性や効率性の維持、向上を図る、主に財政負担の軽減、平準化を目的とした公共施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に実行するものであり、このような国の考え方を本市として今後このまちづくりについてどのように取り入れていくかが重要ではないかと思っているんですが、そこで、お伺いします。

先ほど言われた、このように八女市には36の体育施設があるとのことですが、その施設以外に小中学校にも同様の体育施設があると思うんです。その利活用をどのように考えてあるのかをお伺いいたします。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

お答えいたします。

市内の小中学校には体育館及びグラウンドと同種の体育施設がございます。現在36の体育施設と併せて調査を行っており、その有効活用についても検討を進めているところでございます。

○9番（高山正信君）

限られた財源を必要な体育施設に投資するためにも、体育施設の在り方は様々な検討が必要だと思っております。スポーツ庁の資料では、全国の学校の体育館は全ての体育施設の約6割を占めているとのこと。それぞれ各学校区に存在するため、地域住民にとっても最も身近な体育施設となります。全国的な取組として地域の小中学校の体育施設を積極的に地域スポーツの場、拠点として位置づけ、より多くの人に利用してもらい体育施設の建設を行っている自治体が増えているということでございます。具体的には観客席などを備えた総合的な体育館のように活用できる施設として、昼間は学校の授業で使ってもらい、夕方以降

や休日は学校の部活動はもちろん、各種スポーツ競技で使ってもらう体育館を整備されているということでございます。

そこで、最後に市長にお伺いしたいんですが、立花地区でも義務教育学校の検討が始まっております。しかし、立花小学校周辺には、御存じのとおり、用途は違いますが、3つの体育館があります。今後、義務教育学校の整備検討をされる上で、3つの施設を集約して効率的な施設を運営することが財政的にも市の負担を軽減するものだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（三田村統之君）

公共施設の今後の取組については、今、議員おっしゃるように、かなり建築時期が経過をいたしておりまして老朽化も進んでおります。そしてまた同時に、果たして市民のためにその利用目的を果たしているのかという問題もあります。それと、財政的な問題もございます。

そういう面で様々な角度から検討していかなきゃならない。そして、ある程度整理ができた時点で体育施設等については、市民の皆さん方、団体を代表にした委員を構成して、体育施設等の検討委員会を実は立ち上げたいと思っておるところでございます。

また、最後に光友地域の小中学校の問題、光友中学校も老朽化をいたしておりまして、私自身の考え方としては、ある程度併設した、一本化をした施設にすることが重要ではないかなとも思っております。

それと、現在の立花の体育館がございましてね、こういう体育館とかグラウンドとかも含めて、併せてこの一帯の体育施設の在り方について、また、ほかの利便性のあるものがここでできるのかどうか、そういうことも含めて、学校の問題だけではなくて、立花町の中心である光友がさらに栄えるようにしていくために、様々な角度から検討をして結論を出していきたいと考えております。

○9番（高山正信君）

今後、八女市はますます人口減少、少子高齢化が進んでいく中で、公共施設の集約、有効活用というのは財政面からも非常に重要であると思っておりますので、引き続きしっかりと取り組んでいただきますようお願いして、次の質問に入らせていただきます。

次は令和5年豪雨災害についてお伺いしたいんですが、この件につきましては前回9月定例会においても質問いたしました。この令和5年7月豪雨災害は7月7日からの雨により上陽地区を中心に市内各所で災害が発生しました。特に河川の氾濫や農地の流出など農業生産基盤に大きな影響を与えた災害であると認識しております。9月議会においては災害復旧スケジュールなど未定の部分も多かったもので、再度質問をさせていただきます。当然、査定も終了していないと思っておりますので、現時点ではっきりとしたスケジュールは示すことはできないかと思っておりますが、示せる内容について説明をお願いします。

まず、お伺いしたいのですが、これは先日あった全員協議会でも説明があったのですが、重なってはしまいますが、市民の方が分かるようにお伺いいたします。

9月議会において、農地、農業用施設災害75か所、312,000千円、国の補助要件に満たない単独災害として100か所、70,000千円、また、農道への土砂流入、水路の仮復旧など応急対策箇所15か所、23,000千円、合計の190か所、405,000千円を見込んで現在も被害調査を行っているとの答弁でした。

現時点での令和5年7月災害の集計はどのようになっているかをお伺いいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

令和5年7月豪雨災害の中でも、農地、農業用施設災害に係ります現時点での集計についてお答えいたします。

国の補助の適用を受けます補助災害につきましては23か所、139,000千円。補助の対象とならない単独災害復旧事業につきましては36か所、41,000千円。応急工事につきましては、前回9月議会で示しましたとおりと変わりませんが、15か所の23,000千円。合計の74か所、203,000千円を見込んでおるところでございます。

おおむね金額にして半額になったところでございますが、理由としましては、農地や農業施設災害の復旧箇所の中で、県や市が管理します道路や河川の災害に隣接する箇所、これは主に農地になりますが、こちらにつきましては管理者との協議を行いまして、公共土木災害復旧事業として申請することになった箇所、また、山林崩壊に伴いまして県が施工されます治山施設整備などとの協議を行いまして、他事業で復旧が可能となった箇所等により、件数や金額の減少になっております。また、国の補助要件によりまして隣接する農地などの災害箇所は数か所を1工区として申請することが可能でございますので、こちらが箇所数の減少につながったものとなっているところでございます。

○9番（高山正信君）

すみません、それでは続けての質問になるんですが、査定の状況と発注の状況がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

災害査定申請につきましては、道路や河川などの公共土木災害につきましては12月まで実施されることとなっております。農地、農業用施設災害に係ります災害査定につきましては全箇所11月に終了しておるところでございます。

現在は並行して進めておりました工事発注に向けて、国や県など関係機関と協議を進めているところでございます。特に市民生活や営農に影響のある箇所から早期発注を進めており

ますが、復旧箇所によっては他の復旧工事に係る施工法等により早期の工事着手が困難となる箇所もございます。また、県が発注する復旧工事との関係もありますが、関係機関と連携し、協議、調整を行いまして、早期着手、早期普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、今12月定例議会におきまして工事発注に伴います補正予算をお願いしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（高山正信君）

被害調査や応急対策、災害査定や発注業務など、担当課におかれましては限られた職員数で相当苦勞されたことだと思います。農地等の復旧は農業経営の骨子となる大変重要なものと認識しておりますので、被災農業者に寄り添い、災害復旧が完了するまでよろしくお願いいたします。

災害復旧に関して最後の質問となりますが、復旧費の生産者負担に直結する補助率について報告できる内容があればお伺いいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

国の補助の適用を受けます農地、農業用施設の補助率につきましては、現在、災害査定申請が終了しまして、国宛て申請する補助率増高申請という手続がございまして、こちらの手続を今現在進めているところでございます。国の補助率が確定しますのは、国の要件としましては、毎年1月から12月までの間の豪雨や台風などの災害に伴う補助率につきましては、先ほど申しました補助率増高申請し、認可を受け、翌年の1月末に決定されることとなっておりますところでございます。

○9番（高山正信君）

なるべく被害農業者の負担が軽減されますよう呼びかけのほうをお願いします。

先ほども述べましたとおり、農地などの災害復旧につきましては、農作物の品質、作業効率などに大きく左右する農業経営の骨子となる重要な部分と認識しております。農業者のあらゆるリスク軽減を図る上で早期復旧をお願いしたいと思います。

一方、復旧した土地を有効に活用する農業者の現状を見ますと、担い手農家の減少や高齢化など大変厳しい状況ではないかと考えております。八女市の農業を取り巻く現状を認識し、しっかりと対策を行うことが重要ではないかと考えております。

そこで、次の質問に入っていくのですが、八女市の農業を取り巻く現状について質問させていただきます。

以前からも聞いています。再度のお伺いになるんですが、八女市の農家数及び年齢別の農家数の現状、近年の推移がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

国が5年ごとに行っております調査であります農林業センサスの数値で報告させていただきます。

2010年、総農家戸数5,575戸、65歳未満55.8%、65歳以上44.2%。2015年、総農家戸数4,796戸、65歳未満49.5%、65歳以上50.5%。2020年、総農家戸数3,614戸、65歳未満42.1%、65歳以上57.9%。総農家戸数の直近であります2020年、10年前であります2010年を比較しますと、約35%、1,961戸の農家は減少しているということになります。年齢別の比率を見ても、2010年時点では過半数が65歳未満であったものに対しまして、2020年には65歳以上の方が過半数を超えるような結果となっております。農業者の減少、担い手農家の高齢化が進んでいると分析されます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

今言われたのを集約すると、農家数は減少し、高齢化が進んでいる、また、将来的にも不安が大きいと分析されると思うんですが、そもそも日本の人口動態が少子高齢化が進んでいますので、農村部においても同様のことであると認識をしております。特に農村部における推移は加速度的に進んでいるのではないかと思います。

そのためには何が必要なのか、何をすべきなのか、一発逆転の速効性の高い施策はないと思っております。地道な施策が数十年後の地域農業や地域農村コミュニティを守っていくことにつながるとしております。答弁にもありましたとおり、農業者が地域で果たす役割は非常に重要であり、多面的な役割を担っておるんじゃないかと思っております。各地域の集落におけるコミュニティの中心は農業者であることは間違いのないと思っております。

そこで、お伺いしたいんですが、八女市ではJA就農支援センターや専門的就農相談員の設置など積極的な対策は進められております。国、県、市の就農支援事業の活用をされていますが、そのような事業効率については市としてどのように分析されているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

平成24年度からスタートしました国の就農支援につきましては、令和4年度の実績まで含めました11年間で128名の方が活用し就農されておるような状況です。平均しますと、大体年に10名程度ということで就農されている状況です。国、県、市、JA等の関係機関で連携し、こういった支援事業を活用しながら着実に次世代の八女市の農業を担う農業者の確保につながっていると分析しているところでございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

先ほども言いましたけど、速効性の高い施策はないと思っております。先ほど課長が言われたように、年間10名程度の新規就農者確保も10年後には100名、30年後には300名となり、確実に地域農業を支える農業者につながっていくんじゃないかと思っております。地道な支援となると思いますが、10年後、30年後も活気ある八女市の農業が継続できますよう、事業の取組をよろしく願います。

そこで、お伺いしたいんですが、担い手確保で最も効率がいいと言われているのが後継者である親元就農の推進だと思えます。農地や管理機械、機具の確保、技術の継承、農業以外の生活基盤など、新規就農者よりリスクの少ない農業者を確保することにつながります。親元就農支援に対し、国、県、市の就農支援事業は何かあるのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

国の事業であります新規就農者育成総合対策事業につきましては、新規就農者へ年間1,500千円、最大3年間という事業となります。こちらにつきましては、原則、新規就農者を支援するような事業となります。ただ、特例といたしまして、親元就農であっても親と違う品目の営農を開始される人については一般の新規就農者と同じリスクを背負うという観点から1,500千円の交付対象ということになります。

一方、親の営農を継続する農業者につきましては、後継者という位置づけとなって交付金の対象とはなりません。

ただし、親の経営を継続する後継者の方につきましては、親の農業を発展させる取組に必要な機械、機具であったり、施設整備であったり、そういうハード面の支援につきましては国が2分の1、県が2分の1、本人が2分の1（42ページで訂正）、対象事業費が最大10,000千円となりますけど、4分の1負担でハード面の整備ができるとなっております。

また、市が行っております新規就農促進支援事業につきましては、国の交付金1,500千円に上乗せする事業であります。昨年度までは新規就農者には1,000千円、リスクを背負う親元就農者には500千円としておりましたが、令和5年度からはリスクを背負う親元就農であっても1,000千円ということで統一した支援に改正させていただいているところでございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

制度上、新規就農者と親元就農については別扱いであるということは理解できますし、それぞれの就農者が抱えるリスクに対応した制度があるということも伺っております。そのよ

うな中、親とは違う作物で営農を行う親元就農者につきましては、市の支援事業が拡充されたことについては大変ありがたいと思っております。一度は都会に仕事を求めた後継者も、年を取っていくお父さんたちを見て心配し、また、ふるさとへの思いなどが強くなり、八女に戻って農業をしようなど迷っている方も多いのではないかと思います。少しでも後押しになる制度があることは重要ではないかと思っております。

そこで、お伺いしたいんですが、例えば、親は米の普通作の兼業農家で、自分はブドウなどの園芸品目の専業農家になりたいという就農希望者など、親とは異なる農業経営を目指す場合、技術の習得が課題となると思うんですが、八女市においてはどのような支援体制があるのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

すみません。先ほど補助率のところでも国2分の1、県も2分の1と説明しましたが、後継者の部分ですね、国2分の1、県が4分の1、本人が4分の1（41ページを訂正）ということで訂正させていただきます。

続きまして、研修の場についてです。

技術研修の場といたしましては、イチゴ、ナス、トマトについてはJAの就農支援センターのほうで研修を行うような施設がございます。イチゴ、ナス、トマトを含みます主要品目につきましては、受入れ農家、先進農家のほうを既に指定しておりますので、こちらのほうで研修を受け入れる、産地全体として就農者を受け入れるような体制づくりにつながっているところでございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

産地の主要品目については技術習得のための受入れ農家が決まっているということですが、就農希望者にとって大変心強いことじゃないかと思っております。今後もJA就農支援センター及び受入れ農家の連携を図り、産地全体で就農希望者を支えていきたいと思うんですが、そこで、次の質問なんですが、新規就農者にとって新たな土地での新たな経済活動を始めることへの不安は大きく、国の就農支援事業の年間1,500千円、市の就農支援事業の年間1,000千円、合計2,500千円の支援は非常に大きな存在だと思います。しかし、あくまでも支援の目的は、八女市で就農を開始し、地域の農業を担っていただくことじゃないかと思っております。この国などの支援金の用途の制限があるのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

交付金の要件につきましては、就農開始時45歳以下で新たに農業経営を始める方について

最大3年間1,500千円ということを示されております。使途については制限はされておられません。農地や機械、機具、こちらの確保や生活基盤である住宅の確保など、様々な経費が就農開始時に必要となっております。そういう就農開始時の不安定な収入のほうを総合的に支援するような交付金となっております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

新たに農業を始めることに対する支援であり、使途の制限はないということは分かったんですが、しかし、支援は最大3か年となりますので、この3か年でしっかりと農業経営を続けていける経営力強化が重要ではないかなと思います。その経営力強化については、機械、機具の整備や生産施設の充実も必要だと思います。せっかくの支援となります。持続可能な八女市農業を目指す上でも計画的なしっかりとした活用を行うことが重要ではないかと思えます。就農相談員を含む市、JA、県普及センターなどが連携を強化し、安定した農業経営のために何に交付金を使うのかを含め、担い手の育成に努めていただくことをお願い申し上げます。

そこで、お伺いしたいんですが、八女市で国の交付金を活用し就農された方で何らかの理由で離農された方がおられるのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

先ほども説明しましたとおり、平成24年から令和4年の11年間で128名の方が補助金、支援金を活用し就農されております。その128人のうち3名の方が現在離農されている状況でございます。

以上となります。

○9番（高山正信君）

3名の方が離農されている、交付金を申請された128名が交付金を活用している、実績を考えると、産地全体で就農希望者に寄り添った支援を行ってもらっているということがうかがえるんですが、技術習得の期間や就農直後の期間においては大変不安も大きく、経済的にも不安定であると思います。今後も就農希望者に寄り添って確実に地域の担い手農家が確保できますようお願いいたします。

最後に、就農希望者を含む八女市の定住施策についてお伺いいたします。

空き家を行政がストックし、希望者にあっせんすることが理想ではあるんですが、個人資産を行政で保有することは容易ではないと思います。しかし、空き家対策や定住対策として希望者と所有者をつなぐマッチングは可能だと思っております。

そこで、お伺いしたいんですが、就農希望者を含む定住希望者と空き家の所有者のマッチ

ングはどのようにされているのかをお伺いいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

本市では、空き家バンク制度を通じまして定住希望者と空き家の所有者とのマッチングを行っておりまして、新規就農希望者をはじめ、定住や2地域居住などで空き家を活用されたい方に対して情報提供を行っているところでございます。

以上です。

○9番（高山正信君）

それでは、そのマッチングの実績の推移がどうなっているのかをお伺いいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

八女市の空き家バンクは平成23年度から制度を運用いたしてございまして、昨年度までの実績といたしましては、利用登録者総数633名、物件登録総数183件、そしてマッチング成約件数は103件となっております。成約件数につきましては年々増加している状況でございます。

以上です。

○9番（高山正信君）

最近のことですが、八女市の就農支援のパンフレットを見せていただきました。以前は就農支援に係る制度や相談窓口の情報しか記載されていませんでしたが、拝見したパンフレットには定住支援の情報がしっかりと今案内されております。市の担当課が連携し作成された結果じゃないかなと思っております。今後も関係課がしっかりと連携し、ニーズに即応できる御案内をしていただきますようお願いいたします。

最後に、市長にお伺いいたします。

八女市における農業の担い手確保についてどのように考えてあるのかをお伺いいたします。

○市長（三田村統之君）

大変難しい問題でございまして、様々な角度から研究をしていかなければならない問題だろうと思います。新たな品種を開発する、あるいはまたAI活用、要するにトラクター、今は自動のトラクターまでできる時代になりました。だから、こういうものに対する支援制度ですね。それから、八女市から仕事の関係で関東、関西に就職で行かれる人の中で、以前話したこともあろうかと思いますが、東京は経済的に非常に厳しいと、したがって、人間として人生を送るために一番大事なのはやっぱり仲間だと、いつでも相談できる、お互いに助け合うことができる、そういう仲間が東京ではできない。できればふるさとに帰って、ふるさとで仲間と家族と共に人生を送りたいという若者が実は増えてきております。ですから、そ

ういう人たちのために、企業の誘致はもちろんですけど、農業の後継者にも条件を十分緩和しながら、そして強化しながら声をかけていくことが極めて重要ではないかなと思っております。

それと、余談になりますが、2040年代には既に米が足りなくなるという時代が必ず来るといふ報道もございます。これだけ世界の流通が厳しい環境の中にありますと、いつ輸出を切られるか、輸入を切られるか。今、我が国は御承知のとおり35%の自給率であります。少なくとも40%、欲を言えば50%の自給率を確保しなければならないという推測が既に国にもあるわけがございますから、やはり私ども地方自治体としては、やることの限界もありますけれども、できることは財政問題も含めてやらせていただきますが、国に、あるいはまた県に強くこの食料問題、農業問題に力を入れて地方を守る大きな一つの手だてとして考えてもらう運動を積極的にやらないと、次の20代、30代の今の子どもたちの時代に本当に食料をちゃんと確保できるのか、仕事はちゃんとあるのか、仲間はできるのか、家族は5人でも6人でもいいのかという非常に大きな不安が今漂い始めているのは議員も御承知のとおりだろうと思います。

そういう中で、私どもはもともとこの八女地域は農業が経済の主体でございましたから、しっかりと生産農家の皆さん方の技術力も高い、努力もされる、研究もされる、そういう生産農家の皆さんが多いこの八女市の中で、そういう力をいろんな角度から検討して守っていく必要がある、これは必ずや将来その成果は認められることになるだろうと思っております。

詳細にわたっては、今、農業振興課長が申し上げましたように、できる範囲で、国、県の状況を見ながら、そして、私どもの財政状況を見ながら支援をしていくことが極めて重要であると考えておるところでございます。そういう面でまだまだこれからの農業をしっかりと取り組んでいかないと非常に危機感があるということでございますので、その点はしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○9番（高山正信君）

今後もまたしっかりとよろしく願いいたします。

やはり農業者は地域を支える重要な存在となります。今後もさらなる農業者や農村集落への支援継続をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

9番高山正信議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

2番花下主茂議員の質問を許します。

○2番（花下主茂君）

皆様おはようございます。また、傍聴にお越しの皆様、インターネット中継にて御覧いただいております皆様、本日は御多用の中ありがとうございます。議席番号2番、花下主茂です。

早速ですが、通告しておりましたとおり、今回は大きく3点について質問をさせていただきます。

1点目に八女地区消防組合庁舎建設について、2点目に公立八女総合病院の再整備計画について、3点目に一般国道3号広川八女バイパス事業についてお伺いをさせていただきます。

詳細につきましては、質問席より質問をさせていただきます。簡潔明瞭な質問を心がけてまいります。執行部の皆様におきましても、本日傍聴にお越しの皆様、また、インターネット中継で御覧になっている市民の皆様にも分かりやすい言葉で御答弁いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

2番花下主茂議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女地区消防組合庁舎建設についてでございます。その基本構想についてでございます。

八女消防本部庁舎建設基本構想については、消防に対する住民の信頼や負託に応じるため、消防庁舎の在り方、必要な役割、求められる庁舎の機能や規模等の基本的な考え方や方針を示すものとして、令和4年度に八女地区消防組合において作成されております。

次に、建設予定地についてでございます。

建設予定地決定の経緯についてでございます。

新庁舎建設の候補地については、八女地区消防組合に設置された八女地区消防組合庁舎建設等検討委員会で審議が行われ、全会一致で八女市納楚地区が選定されるとともに、その後開催された八女地区消防組合議会の全員協議会において、全会一致で承認されたと伺っております。

次に、建設予定地における地元の要望についてでございますが、建設予定地における地元要望につきましては、地元行政区長より4件の要望書の提出をいただいております。詳細は配信している資料のとおりでございます。

地元への説明について、まず、消防庁舎稼働状況についてであります。

消防庁舎稼働状況、緊急出動状況及び訓練実施状況は、配信している資料のとおりでございます。

次に、地元説明会の開催についてでございます。

八女地区消防組合庁舎建設に当たっては、候補地周辺住民の方々の理解が得られることが大変重要であると考えております。地元説明会につきましては、今後、八女地区消防組合において予定されていると認識をいたしております。

次に、公立八女総合病院の再整備計画についてでございます。

八女市の医療政策の方向性についてでございます。

高齢化などに伴い、高度医療を提供する重要性はますます高まっていると認識をしております。本市としましては、地域の医療体制をしっかりと支えていく所存でございます。

次に、一部事務組合の設置者としての説明は。

現段階におきましては、特別地方公共団体である公立八女総合病院企業団の企業団議会において議論が進められているものと認識をしております。

次に、一般国道3号広川八女バイパス事業についてでございます。

まず、地元説明会の開催時期についてでございます。

一般国道3号広川八女バイパスは、今年度より新たに事業化がされています。地元への説明は国とともに丁寧に行ってまいります。現時点では、具体的な実施日は決まっておりません。

次に、整備促進協議会（期成会）についてでございます。

一般国道3号広川八女バイパス整備促進協議会につきましては、八女市、広川町、関係議員等を委員として、令和4年1月に設立総会を行い、その後、毎年、総会、要望活動を行っております。

以上、御答弁を申し上げます。

○2番（花下主茂君）

ではまず1点目に、八女地区消防組合庁舎建設についてお伺いをいたします。

その前にまず申し上げますが、八女地区消防組合の皆様の日頃からの御尽力には感謝を申し上げます。私自身も日頃は地元の消防団員として、時には火災現場へ駆けつけることもございますが、やはり本職の消防隊員や救急隊員の迅速なる出動や対応があってこそ、八女市民が安心・安全に暮らすことができていると感じるところです。

また、その担当の管轄は福岡県下においては最も広大であると聞くところでございます。有事の際だけでなく、日常においても並々ならぬ鍛錬を積まれていることに改めて敬意と感謝を申し上げます。質問をさせていただきます。

まずは、基本構想についてお伺いいたします。この内容については初めて知る市民の方も多くいらっしゃるかと思います。

初めに、今回の消防組合庁舎の建設について、この後は消防本部と表現をさせていただき

ますが、この消防本部が現在ある場所から移転し、新庁舎を建設することを決定した経緯と理由、また、建設予定地選定における前提条件などについて、簡潔にで結構ですので、お聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもございましたが、八女消防本部庁舎建設基本構想は、令和4年12月に八女地区消防組合で策定がなされたところでございます。

現消防本部施設の実態や課題、庁舎整備に係る基本方針や庁舎に必要な機能、必要と考えられる敷地などについて記載がなされておるところでございます。

近年、消防の各種業務の複雑多様化、救急業務の増加及び大規模災害への対応など、消防に対する期待と重要性はますます増大していると感じておるところでございます。

八女地区消防組合の職員は、この期待に応えるべく、昼夜を問わず懸命に任務を遂行していただいているところでございます。

一方、八女消防本部の庁舎は、昭和47年4月の竣工から50年以上が経過をしております、経年劣化や消防活動の多様化への対応に支障が生じる状況と伺っておるところでございます。

また、会議室、仮眠室や訓練スペースの不足、車両の大型化や資機材の増加による収納スペース不足などが課題として言われておるところでございます。

このような状況で、八女地区消防組合で継続して協議がなされ、今回、移設、建て替えの運びになっておるといことで伺っておるところでございます。

○2番（花下主茂君）

ただいま御説明いただいたように、既存の庁舎が老朽化していることに加え、敷地が狭いと、2,847.5平米という面積では今後の運営も難しいということは理解しておりますし、建て替え自体を反対するという意思はございません。その旨御理解いただいた上で質問を続けさせていただきます。

次に、建設予定地についてお伺いいたします。

まず最初に確認いたしますが、今回、納楚地区にて新庁舎建設が決定したと話を聞いているところです。これは確定という認識でよろしいのでしょうか、それとも、今後、他地域での建設の可能性もあり得るのでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今回の八女消防本部庁舎の建設地、八女市納楚地区でございますが、八女地区消防組合としては新庁舎建設の候補地を八女市納楚地区と決定されたと認識をしておるところでございます。

○2番（花下主茂君）

では次に、建設予定地決定の経緯についてお聞きいたします。

先ほどの基本構想の部分とかぶる部分もあるかと思いますが、今回、納楚地区にて建設予定地が決定した経緯について改めてお聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

新庁舎建設の候補地の経緯についてでございますが、まず、新庁舎建設の候補地につきましては、八女地区消防組合事務局により八女地区消防組合が行われた消防力適正配置調査結果と八女消防本部庁舎建設基本構想の基本要件を踏まえまして総合的に検討がなされ、第1候補地として6か所が抽出されたと伺っております。

次に、消防組合庁内に設置されました八女地区消防組合消防施設等整備検討委員会において、必要とされる庁舎能力を確保するための庁舎敷地の適正規模の判断のほか、土地取得や造成工事等に多大な費用や期間を要しないかなどの判断を踏まえた上で評価検討が行われ、6か所の候補地から、次に3か所が第2次候補地として選出されたと伺っております。

次に、八女地区消防組合庁舎建設等検討委員会におきまして、消防需要に対する消防力の最適配置、他の消防署との配置関係や幹線道路条件、住民の利便性や関係機関との連携しやすい位置や距離関係、事業の進行や財政負担の軽減等を主な評価の視点として評価、検討された結果、全会一致で八女市納楚地区が最適であると選定されたと伺っております。

これらを踏まえまして、10月6日に八女地区消防組合として新庁舎建設の候補地を八女市納楚地区と決定されたと伺っております。

その後、10月23日に開催されました八女地区消防組合議会におきまして説明を行い、庁舎建設予定地を八女市納楚地区で全会一致で了承されたと伺っておるところでございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

基本構想によりますと、新庁舎建設に当たり必要とされる敷地面積を1万6,000平米から1万8,000平米とされておりますが、今回選定された納楚地区での敷地規模は、約1万300平米とスケールダウンする形になります。

また、納楚団地跡地周辺は現在進行形で新築の戸建てやアパートが建設され続けており、そういった状況の中で、今後さらに敷地を拡げていくことは難しいように思います。

八女地区消防組合庁舎建設等検討委員会にて提出された答申書でも、将来にわたる災害対策の拠点施設に必要な用地の確保に努めることと附帯事項として記されております。

また、先ほどの基本構想を御説明いただいた中でも、課題として必要な機能が多様化し、スペースが足りないという御答弁でございました。この敷地面積についてはどのように考え

られているのか、お考えをお聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

基本構想の新庁舎建設候補地の要件には、先ほど議員おっしゃいましたように、計画する各種施設、スペースが建設できる大きな敷地であることとしまして、1万6,000平方メートルから1万8,000平方メートル程度が想定されておったところでございます。

新庁舎建設の候補地抽出に当たりましては、八女地区消防組合内部でトータルコスト削減のための積極的な公有地の活用を念頭に、敷地面積1万6,000平方メートル以上で幹線道路に接道し、かつ、事業の早期着手が可能と想定される候補地について調査検討を行われましたが、これらの状況を満たす候補地は見込まれなかったとの判断がなされたと同っております。

このことから、基本構想で示しております庁舎機能の確保を図りつつ、必要とされる敷地面積のダウンサイジングの可否について庁内検討機関等において協議検討が行われたところ、庁舎の分散配置やこれまで同様に構成市町の既存施設の利活用を行うことで対応可能との結論に至り、消防本部による単独整備の必要性が低減することとなったということでございます。

これらを踏まえまして、敷地面積の要件を1万6,000平方メートル以上から約1万平方メートル以上に変更されたと同っております。

なお、この変更につきましては、7月19日に開催されました第1回八女地区消防組合庁舎建設等検討委員会において説明がなされ、承認がなされたということでございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

ただいま御答弁いただきました内容で少し掘り下げてお伺いしたいのですが、分散配置ということで発言ございました。

今現状で分かっていることがあれば、どういった方向性にあるのか、どういった土地を利用しようと考えているのか、分かっていることがあればお聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

分散配置といいますのは、今回移転を計画しているところと現在の庁舎の分散ということでございまして、現庁舎の活用としましては、訓練スペースであったり、緊急消防援助隊の集結スペース等々について活用したいということで消防組合のほうは考えていらっしゃるようでございます。

また、ダウンサイジングの内容につきましては、訓練スペースなどの多目的スペース、こ

れについて、構成自治体である八女市や広川町の施設を利活用、それから、ヘリ離着陸スペースなどについてのその他のスペースは現在あるヘリポート等の活用を行うということで規模縮小を考えてあると伺っているところでございます。

○2番（花下主茂君）

次に、当該建設予定地における地元要望についてお伺いをいたします。

請求した資料でも確認いたしましたが、地元要望書が4件提出をされております。それぞれの内容について、回答が可能な範囲で構いませんので、概要をお聞かせください。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

地元行政区長からの要望につきましては、別添配信いたしています資料のとおりでございますが、その内容、要望の概要につきまして御説明させていただきます。

まず1件目、平成25年11月13日付要望書におきましては、将来、納楚公民館を再構築するに当たって納楚市営住宅が解体された暁には、納楚町内会に払い下げていただくか、または無償で提供していただきたいとの内容でございます。

2件目、3件目、平成29年12月——2件目、3件目の要望書につきましては、ほぼ同様の内容でございます。3点でございます。

1点目が、幼児から高齢者まで利用できる運動公園、遊び場としての公園、2点目が、納楚公民館と併用でき、各種サークル活動ができるコミュニティ施設、3点目が、災害時に住民にとっての命綱の役割、防災拠点としての避難場所などに対応できる広い敷地が必要であるため、納楚団地跡地につきましては、無償提供などで配慮していただきたいとの内容でございます。

4件目、令和元年度の要望書につきましては、多目的広場とポケットパークとしての地域住民の休憩や語らいのスペースの整備と併せまして、不燃物、資源ごみの収集場を確保していただきたいとの内容でございます。

以上、4件でございます。

○2番（花下主茂君）

御説明ありがとうございます。この4件の要望については、これまでどういった回答及び対応をされておりますでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

地元行政区長からの要望書に対しましては、その提出されたごとに口頭での回答をさせていただいているところでございます。

具体的には、早急に実現できない内容につきましてはその旨の御説明を、また、実現でき

る内容につきましては、実際に対応させていただいているところでございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

早急にできないものはその場で、口頭で早急に対応できないという回答であったということですが、この要望書の具体的にどの部分でしょうか、お願いします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

基本的には、納楚住宅跡地につきましては、市といたしましては、定住施策としての利活用を検討しておりましたので、その分につきましては、跡地利用についての無償提供であったり、そういったところについてはなかなかすぐにはできない旨の御回答をさせていただいておりますし、不燃物、資源ごみ置場の収集場の確保についてはすぐに対応させていただいているところでございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

御説明いただいた要望書の中で最も早い時期に提出されているものは平成25年の提出でございます。

今回、納楚団地跡地が新庁舎建設の予定地となっているわけですが、この納楚団地は、平成29年、平成30年に解体がなされたと聞いております。ということは、解体の数年前から地元として要望を出されていたわけですが、しかも、それが3件もあり、うち1つは、行政区を超えて小学校区の区長会として提出をされております。

先ほど、今御回答も少しいただきましたが、これまでその要望が現実とならなかった理由などあれば御回答をお願いいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

納楚市営住宅につきましては、解体するに当たりまして、今後の市営住宅、当時の長寿寿命計画におきまして将来の住宅戸数を鑑みたところ、その当時の住宅戸数で充足しているという観点から、納楚市営住宅の跡地には新たな市営住宅は建てないという方針の下、解体をさせていただいているところでございます。

その後の利用につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、まずは、住宅施策として、これは行政のみならず、民活——民間事業者等々を利用しての利活用ができないかということを検討してまいったところでございますが、この検討に当たりまして、地元からの要望書、要望内容についてもしっかり念頭に置きながら、この間検討させていただいてきているところでございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

確認で繰り返になりますますが、公民館建設に向けた土地利用を確約していたわけではないという認識でよろしいでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。そのとおりと認識いたしているところでございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

次に、地元への説明について質問をさせていただきます。

まずは、消防本部庁舎の稼働状況について質問をさせていただきます。

今後、納楚町内での新庁舎建設を進めるに当たり、この内容は直接住民の皆様への影響が考えられる内容ですので、少し細かく聞かせていただきます。

今回請求をさせていただいた資料によりますと、令和4年の稼働状況として消防本部からの車両出動は、火災が33件、救急が2,279件、救助が42件となっております。

消防本部からの車両出動、つまりサイレンを鳴らしての出動は、年間で2,354件、単純計算ではありますが、1日六、七件となります。この件数についてはもちろんほかの地域と単純に比較できるものではありませんが、冒頭でも申し上げたように、八女地区消防組合の管轄は福岡県下においては最も広大であるため、人口同規模の自治体と比べるとすれば比較的多いほうなのかなと推察するところでございます。

さて、この資料について、今申し上げた消防本部からの車両出動については、件数で表記をされております。しかし、火災や救急の規模によっては、1件に対して緊急車両が複数台も出動することも多いと思いますが、この表記は台数という認識でよろしいでしょうか。もしくは、台数ではない場合、今分かるのであれば、台数についても教えていただければと思います。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今回、資料の件数、これにつきましては、車両ではなく件数でございます。具体的な車両出動台数については資料を持ち合わせておりませんので、お答えできませんが、今ある消防本部に保有している車両については、一般車両も含めて17台ということで伺っておるところでございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

次に、訓練の実施状況についても併せて資料を頂いております。

毎日訓練、毎月2回の訓練、4月から6月にかけては強化訓練を行われているということで、繰り返しになりますが、改めて職員の皆様の並々ならぬ鍛錬には敬意を申し上げますところでございます。

一方、消防本部OBの方に話を伺いますと、訓練を行うと周辺住民からうるさいといった苦情が入っていたということも聞くところでございます。もちろん八女市民のために訓練をされているわけでございますので、そういった方に対してもある程度のところまでは納得や御協力をいただかなければならないと私も考えるところではありますが、現状そういった訓練に対してクレームが入るなどの実態はあるのでしょうか、把握をされておりますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今、あそこの敷地内で訓練をされる際に対しまして、現時点クレームがあっているかというのはお聞きしておりませんが、確かに以前はそういう掛け声とか、そこでそういう苦情があったということは伺っております。

ただ、あそこの庁舎周りを、今も走ってあるそうなんです、そういうときに、以前は掛け声をかけて走っておったということだったそうなんです、そういった苦情もありましたので、今はそういう掛け声とかはかけずに走り込みといいますか、ランニングをしたりということで改善はなされておるとお聞きしておるところでございます。

○2番（花下主茂君）

今回の基本計画の中にも、既存の庁舎では訓練スペースの不足が課題として挙げられており、今回、新庁舎として広い敷地を確保することの理由の一つにもなっていると理解しております。

クレーム等については把握をされていないということなので、何とも申し上げづらいところですし、大変失礼な表現になってしまいますが、そういった騒音に対する対策というのは考えられているのでしょうか、お聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

消防にとりまして、サイレンであったり訓練は大変重要ではありますが、議員おっしゃいますように、八女消防本部の移転に伴いますそういったサイレンの音とか訓練時の声等に対する不安をお持ちの方も当然おられると認識をしておるところでございます。そのような不安を払拭できるような説明や対応が必要であると思っておりますし、この部分については、今後、八女地区消防組合でしっかり研究がなされると認識をしておるところでございます。

○2番（花下主茂君）

緊急だからこそサイレンを鳴らすわけでございますし、繰り返しになりますが、市民の安心・安全のための訓練でありますので、ぜひとも地元住民の方には御協力をいただくと同時に、そういった対策も進めていただきたいと思います。

さて、ここで基本計画の内容に少し戻りますが、消防本部に必要な機能として、ヘリコプター離着陸スペースが挙げられております。先ほど既存庁舎との分散利用ということでお話が上がっていましたが、改めてお伺いをさせていただきます。

9月議会の一般質問で豪雨災害について触れた際に、市長の御答弁でも、市内4か所に設置しているヘリポートは非常に効果的に使用されているという内容でございました。現状、市内のヘリポートからは久留米大学のヘリポートまでが主な輸送となっていると思いますが、市内中心部にヘリポートができれば、八女筑後医師会及び公立八女総合病院との今まで以上の連携も可能になることが予想されます。

そこでお聞きしますが、今回の新庁舎建設に当たって、納楚町内の住宅街の中で今後ヘリコプターの離着陸が行われるということは可能性としてありますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今おっしゃいましたのは、納楚行政区内でそのヘリポート、救急ヘリとかが離着陸するところがあるかというお尋ねでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

私個人的にイメージしまして、敷地的にそれだけの広さがあるかということにはちょっとどうかというところはありますが、専門的な知識は全くございませんので、それについては御回答は控えさせていただきますと思います。

○2番（花下主茂君）

では次に、地元説明会についてお伺いをいたします。

先ほどの御答弁で、説明会の予定はなされており、地元説明を消防本部の方が行うということでございますが、八女市行政側からの説明はありますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今月の12月16日に地元説明会は開催されるとお聞きしておりますが、その際は、八女地区消防組合が出席しまして、新庁舎建設事業について、これまでの経過や基本的な構想について説明を行うと伺っておりまして、今の時点で市のほうから説明会を開催なり出席する考えは持っておりません。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

先ほどの質問でも、地元要望については触れさせていただきましたが、そういった要望書

が過去数度にわたって行政に提出されていたということは消防本部及び検討委員会、また、組合議会には共有をされておりましたでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

情報共有につきましては今現在行っておりますが、八女地区消防組合が地元行政区に当初入られた際には情報共有までは行っておりませんでした。

理由といたしましては、定住対策課といたしまして、昨年度、市営住宅の長寿命化計画の改定をいたしたところでございます。それを受けまして、今年度、市営住宅の――908戸管理しておりますけれども、その市営住宅をどういうふうにしていくのか、またあわせまして、入居者をどうやって確保していくのかという市営住宅の在り方そのものを今年度検討してまいったところでございます。その結果がようやく今議会、12月議会に議案として提出をさせていただくような準備となりましたので、その段階で、行政区及び八女地区消防組合の皆様には情報共有をさせていただいたということでございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

行政的な手続の中で情報の共有ができないという部分ももちろんあるかと思いますが、改めて確認でございます。

消防本部及び検討委員会、また、組合議会には、そういった情報の共有がなされないまま今回の建設予定地が決定したという認識でよろしいでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

八女地区消防組合庁舎建設等検討委員会並びに八女地区消防組合議会についての選定、承認については、要望書が提出された内容については共有をされていなかったということでございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

納楚町内の公民館は築50年以上を経過し、そもそも学校の校舎の一部を引き直して公民館として利用し始めたところでございますし、耐震性はもちろん、かなり老朽化が進んでおります。

納楚町内では、平成13年から町内会費と別に住民から公民館の建設基金を集めるなどしており、公民館の建て替えは町内において長年の悲願でございます。

公民館建設に向けた土地利用を確約していたわけではないのは私も理解しているところでございます。しかし、住民の感情としては何年も前から何度も行政に要望していたことはな

いがしろにされているのに、事前の相談もなしにいきなり消防本部を建設することになったので、合意してくださいというのでは納得がいかないというのはごく当たり前の感覚ではないでしょうか。その点について市長どのように思われますでしょうか。

○市長（三田村統之君）

その件については内部検討はしているとは思いますが。

ただ、行政区ではなくて自治会の公民館については行政は具体的なタッチはしておりません。補助金は当然、一定の基準で出しますけれども、公民館をどうする、例えば、土地はどうする、あるいはどこに建てる、そういう具体的な自治会の公民館に対して、行政としてはタッチしていないというのが原則でございます。

○2番（花下主茂君）

先ほども申しあげました庁舎建設等検討委員会にて提出された答申書の附帯事項には、用地の確保についてと、もう一点、新庁舎の整備に当たっては、丁寧に住民の理解を求めるとも記されております。

御答弁いただいたように、消防本部による説明会も開催予定でございますが、年明けには用地取得を進めていくスケジュールであると聞くところでございます。消防署は市民の安心・安全を守るためにはなくてはならないものでございますし、新庁舎建設が確定しているということであれば、ぜひとも地元から納得と歓迎をされる形で進めていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

2点目に、公立八女総合病院の再整備計画についてお伺いをさせていただきますが、その前提として、八女市の医療政策についてお伺いいたします。

令和2年度の市民意識調査におきまして、本市が将来どのような都市であってほしいかについては、健康・福祉、医療サービスが整った福祉医療都市という回答の38.2%が最も多く、今回の公立八女総合病院の再整備計画についても大きな関心を持たれていると考えるところでございます。

また、策定されております第5次八女市総合計画では、地域医療体制の充実に向けた主要な取組として、地域医療支援病院である公立八女総合病院を中核とする地域医療体制の充実を図るとともに、僻地における医療の維持確保を図りますとうたっております。この点について、より細かい施策など、お答えいただけるものがあればお聞かせください。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

八女市の医療体制につきましては、医療政策ですけれども、公立八女総合病院の存在なくしては語れないものになっております。そして、八女・筑後圏の圏域東部の山間地域におきましては、医療機関が少なく、最寄りの医療機関までの距離が遠い地域もありまして、受診

機会を確保していくことが課題となっているところでございます。

このような課題を克服し、圏域全体の医療体制の安定化を図るため、圏域の拠点病院である公立八女総合病院を中心として圏域内の各医療機関の連携を強化し、機能分担を促進することが必要となっているところでございます。

市といたしましては、関係機関と連携し、在宅当番医制、病院群輪番制事業などの救急医療体制の整備を図り、さらに、山間地域におきましても医療体制の整備を進め、医療サービスの安定した提供を図っていきたいと考えているところでございます。

○2番（花下主茂君）

今回の公立八女総合病院再整備では、既存の場所よりも西部への移転が有力とされております。そうすると、先ほど御答弁いただいたように、特に東部の医療体制の確保もこれまで以上に取り組まなければならないかと思いますが、その点はどのように考えられておりますでしょうか、改めてお聞かせください。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

公立八女総合病院の整備につきましては、公立八女総合病院の議会のほうで論議されますので、なかなかこちらからはっきり申し上げることはできませんけれども、東部の医療体制ということは非常に重要な課題だと認識しております。そのためには、やはり交通アクセスの問題ですとか、議員もおっしゃられたように、東部地区の僻地医療、それぞれの対応をしっかりと今後、八女市全体を見てどういった体制が必要なのかということ、福岡県、それから医師会等々と連携しながら整備ができるように図っていきたいと考えております。

○2番（花下主茂君）

では次に、一部事務組合の設置者としてお伺いをいたします。

まず、同じく構成団体である広川町との話し合いはどのような状況でしょうか、現状をお聞かせください。

○市長（三田村統之君）

公立八女総合病院の問題は非常に複雑、今までも様々な角度で検討してきておりまして、これは経過を説明するというものは物すごい時間がかかります。したがって、広川町の問題はここで、答弁でこの経過をお話をできる環境ではまだないと思っております。

しかし、全体的にこれは八女市だけではなくて、広川町、筑後市、いわゆる久留米医療圏と筑後医療圏と2つあります。久留米医療圏というのは、人口が筑後医療圏の3.5倍あるんです、医療圏の人口がこれだけの差があるんです。

したがって、今後、重症患者、あるいは特殊な手術をしなきゃならない、いわゆる高齢化がどんどん進んでまいりますと、病状も、病気も、脳血管障がいとか非常に難しい病気、患

者が増加をしていきます。増加をしていきますから、手術が仮に成功しても、自宅で生活をするというのは非常に困難になります。病院生活、あるいは医療付の介護施設、そういうこととなりますと、とても久留米医療圏はその対応が難しくなると非常に危惧しております。その影響はこの筑後地区にも出てくることはお分かりいただけると思います。筑後地区で、八女市で重症患者、すぐにでも早急に手術をしなければならない人が発生したときに、久留米大学の病院にお願いをする、しかし、久留米大学病院はいっぱいだと、受け入れる余裕がないといったような場合に一体どうするのかと。もう手術もしないでじっとそこで亡くなっていかれるのか、そんなことは許されない、精いっぱいやれるだけのことは努力をしてやらなければならないわけですから。

そうしますと、公立八女総合病院にしても、久留米大学病院の管轄の統括している病院というのは4か所あります。大牟田市立病院、ナンバーワンですね、それから公立八女総合病院、そして朝倉の医師会病院、そして4番目は筑後市立病院、こういう中で対応をどうしていくのか。高齢化時代にさらになって、手術とか入院数が非常に増加した場合にどうやっていくのかと。もう久留米大学病院では対応できないと、そういった場合に、公立八女総合病院は非常に大きな役割を担わなければならなくなります。したがって、医療機器にしても高度なものを設置しなきゃならない、それから、医者にしてもまさにそのとおりで、総合的に考えていかなければなりません。

そういうことも含めて、広川町との協議、あるいは筑後市との協議、久留米大学との協議、これを今実施している段階でございまして、何とかここで久留米大学を中心にして周りの病院が非常に高度な医療技術も確保し、今もう大牟田市にロボットの医療機器が入っていますよ。これからはそういう時代です。ですから、そういう面で私たちは慎重にこの問題は検討して、広川町さん、久留米大学医学部、そして、筑後市としっかりと役割を決めて役割を果たしていく、このことが八女の高齢化時代に対応する、私は大きな問題になっているのではないかと。これを今のままでいきますと、なかなか患者への対応が難しくなる、そこを乗り切っていける組織体制を、久留米医療圏だけではなくて、この筑後地区で築くことが極めて重要であると私は考えております。

しかし、この筑後市、それから広川町、久留米市——久留米市はもちろん理事長がトップですから、考え方としては一致をしているとも私は思っております。これは、これからはどうその一致した意見を現実的に対応ができていくのか、その議論をしなければならない重要な時期に来ているということでございまして、関係団体の長である私が何もしていないわけじゃございません。私自身が一番深刻に考えて対応していると思っております。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

大変御丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。少し時間が限られてきましたので、最後簡潔にお伺いをさせていただきます。

市長はこれまで企業団の企業長に対して任命権と解任権しか持っていないと明言をされておりますが、今申し上げられましたように、市民の健康を守ることについては大きな責任があるということも過去これまでも発言をされております。病院企業団に対しても市民への説明を引き続き求めていってまいります。一部事務組合の設置者として、今の思いを市民へ説明する場を設ける予定はございませんか。予定している、していないかでお答えいただければと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

現時点で市民の皆さん方に状況説明というのは、私は、この問題を解決し、成功させるためには、今の時点で説明することはお許しをいただきたいと。具体的にある程度、市民の皆さんが納得できる体制づくりをやはりこれから詰めていかなければなりませんので、もうしばらくお待ちをいただきたいと考えております。

○2番（花下主茂君）

繰り返しになりますが、企業長の任命権と解任権があるということは、立場としては、いわゆるオーナーであると認識するところでございます。道義的に考えても、ぜひ市民の前に立っていただいて、今後御説明を求めていきたいと思っております。この公立八女総合病院については本議会でも複数の議員からの質問も予定されておりますので、この辺でとどめて最後の質問に移ります。

6月、9月議会で取り上げさせていただきました一般国道3号広川八女バイパス事業について質問をさせていただきます。

まず、これまでも度々お伺いしたことはございますが、前回の9月議会に、このバイパス事業の地元説明会について、開催時期は未定だが、必ず開催しますと御答弁をいただいております。今年度事業化が決定し、予算措置もついております。この事業も少しずつ進んでいると推察するところでありますので、ぜひとも今年度中の開催をお願いしたいと思っておりますが、現時点で課長いかがでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

毎回同じ答弁で非常に心苦しいんですけども、国とも常に意見交換をやっておりますけれども、今のところ具体的な日程はまだ決まっていないと。ただ、前回は申しましたとおり、住民説明会は必ずやらせていただきたいと考えております。

○市長（三田村統之君）

当初この3号線バイパスの予算、50,000千円つけたということで報告があっておりましたけれども、二、三日、国から3億円さらに追加予算をつけたということでございますから、350,000千円になるわけですね。そうしますと、ある程度これから設計の段階に入っていくことになろうかと思えます。したがって、その設計の段階でどういう形で構想を——基本的な構想はもうできていますけれども、具体的にこれから国が検討してまいりますので、私も地元としては広川町とともにこの状況を見ていく、しばらくそういう時間になるだろうと思っております。

○2番（花下主茂君）

補足の御答弁もありがとうございます。

質問戻りますが、同じく前回の9月議会において市長答弁で、国土交通省と協議をして互いに、じゃ、この時点なら地元にも説明してよかろうという合意ができた時点で私も説明を市としてやることは当然のことであろうと思えますと御答弁をいただいております。地元の一部からは、国交省側は説明の準備ができており、八女市の対応を待っている状態だという声も聞こえてきます。一方で、市として、国交省に対して説明会を実施してほしいと話をしているということも聞こえてきます。現状としてボールはどちら側にあるのでしょうか、お答えをお願いします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

どうしてそういう話が出るのか理解に苦しみますけれども、市としてもこの事業をずっと要望して事業化されたわけですので、一日でも早く事業着手していただきたいという思いでおります。ボールは完全に国のほうが握っております。

○2番（花下主茂君）

このバイパス計画を円滑に進めるには、やはり地元の最大限の御納得と御協力が必要でございます。地元説明会の日でも早い実施に向けて引き続きの御協議をよろしくお願い申し上げます。

次に、バイパス事業の整備促進協議会、いわゆる期成会についてお尋ねいたします。

先ほどの市長答弁でも、この期成会は令和4年に設立総会を行ったということでございますが、会長は八女市長、三田村市長ということでよろしいでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

設立総会時は三田村市長が会長でございます。今年度の総会から広川町のほうが会長となっております。

以上です。

○2番（花下主茂君）

平成30年9月に一番最初の要望書が出されていると思います。私自身、勉強不足なのですが、一般的には期成会ができて、その後要望という順番が自然だと思います。その点はどういう理由でしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

この広川八女バイパスにつきましては、現在、協議会という形を取っておりますけれども、そもそも国道3号の期成会という大きな母体がございます。その中で、当然、八女市も広川もそこに所属しておりますけれども、その中でずっとバイパスについては要望をしてくれております。具体的に国のほうが都市計画決定のルート等、動き出したために期成会は期成会で残しているんですけども、新たにこの広川八女バイパスについて八女市と広川で協議会を発足したという流れでございます。

○2番（花下主茂君）

今回資料を請求させていただいておりますが、令和5年2月14日から15日にかけて国交省へ要望活動を行うために上京され、結果として、事業化という大きな成果を上げられたと承知しております。

この資料によると、委員4名分として200千円の経費がついておりますが、委員4名だけで上京され要望活動を行ったのでしょうか。会長、副会長ほか、顧問や監事、また、随行もついているかと思えます。役職などは伺いませんが、全体で何名だったのでしょうか、お聞かせください。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

顧問、委員含めまして、委員の方が12名、随行者5名、合計17名で要望に行っております。

○2番（花下主茂君）

そろそろ時間になりましたので、最後の質問をさせていただきます。

これまで度々一般質問でこの事業計画について質問をさせていただく中で、市長がいかにか3号線バイパスを実現させたいのか、熱い思いを聞かせていただきました。そして、市長を先頭に並々ならぬ御尽力の下に、この要望活動においても大きな成果を持ち帰っていただいたと認識をしております。

また、先ほども御報告をいただきましたが、新たに予算措置がついたということで、ますますこの計画、事業が進んでいると推察するところがございます。私であれば、声高らかに市民の皆様へ成果報告をしたいと思います。市長、期成会による報告会の実施等、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

大変重要な課題でございますので、議員おっしゃるように、報告はいずれタイミングを考えてやらなければならないと思っております。

従来ですと、一度、各町村を私回らせていただいて、その区の行政区長さんや民生児童委員さん、あるいは未来づくり協議会の委員さんあたりと懇談会をさせていただいた経過もございます。しかし、今は時間がなかなか確保できないというのが現状で、先日は少人数でございましたけれども、立花町の行政区の皆さんと懇談をさせていただきました、総合的に八女市全体でというのは時間的に無理でございます、ただ、今おっしゃる国道3号の問題については、市民の皆さんの関心は非常に高い。特に縦貫道路を通る集落の皆さん方はやっぱりいろんな要望があるのではないかと。いかにしてその負担を軽減するのか、いかにしてメリットをその道路を造ることによって出すのか、こういうこともあろうかと思っておりますので、いずれ皆さん方の御意見を聞かせていただく機会をつくらなきゃなりません、今まだこれからの設計でございます。基本的な設計はできておりますけれども、実質的には、予算がつかないと正式な設計、調査等にはならないので、そういうタイミングを見てやらなきゃならないだろうと考えております。

○2番（花下主茂君）

今回、消防庁舎、公立八女総合病院、国道3号広川八女バイパスについて質問をさせていただきましたが、その全てにおいて市民の知らないところで話が進んでおります。もちろん行政的な手続の中でオープンにできない部分があることは理解しているつもりでございますが、市民に寄り添った市政の実現のため、私自身も努力をしていく思いでございます。職員の皆様には引き続き大変御苦勞をおかけいたしますが、どうか心身健康で公正な業務を遂行していただきたく思いながら、敬意を表しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

2番花下主茂議員の質問を終わります。

13時20分まで休憩します。

午後0時16分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

11番田中栄一議員の質問を許します。

○11番（田中栄一君）

皆様こんにちは。11番田中栄一でございます。お昼を頂いて眠くなる時間だと思いますが、

しばしの間、お付き合いをお願いしたいと思います。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻に加えまして、イスラエルのガザ地区への侵攻など戦争が地球上の至るところで発生し、平和を願う日本の役割が大きく求められるところでございます。しかし、早期解決の糸口さえ見えない状況の中で、様々な影響が世界的に現れています。

そういった中で、国内の価格高騰による生活への影響は多大なるものがありまして、市民生活にも大きな影響を与えております。今回、低所得世帯支援給付金事業の補正予算が提案、可決されまして、この分につきましては早期の給付について全力で取り組んでいただきたいと思いますところでございます。また、7月に発生した災害の復旧事業も予算が提案されておりますので、早期の復旧、復興がなされるものと期待をしております。

それでは、質問に移ります。

今回は、污水处理施設の概成に向けた取組について並びに空き地等の管理、指導をどう考えているかの2点について質問をいたします。

まず、1点目の污水处理施設の概成に向けた取組についてでございます。

污水处理施設概成とは、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの污水处理施設による整備人口の総人口に対する割合、污水处理人口普及率が95%以上となることであり、污水处理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省が平成26年1月に都道府県構想策定マニュアルを統一的に見直し、10年程度で施設整備をおおむね完了させるとの目標を打ち出したものです。

しかし、10年概成が困難な市町村があることから、3省は令和3年11月11日に污水处理施設の10年概成に向けたアクションプランの点検・見直しについてとする事務連絡を発出し、各都道府県において污水处理施設の早期整備に向けた進捗管理の徹底、アクションプランに掲げた目標が達成困難と見られる場合は、同プランの見直しを行うよう改めて要請しております。

福岡県の污水处理状況は令和4年度末で94.8%であり、令和7年度までに95%処理を目標としております。八女市の現状とアクションプランの見直し状況は、目標達成はどうかなど7項目にわたってお尋ねします。

次に、2点目の空き地等の管理、指導をどう考えているかでございます。

先月開催いたしました市民と議会の意見交換会の中で、空き地等が管理されずに雑草が繁茂し周辺が迷惑を受けている、所有者が不明で近所と共同で草刈りなどを行っている、ほかの自治体では勧告にとどまらず、命令、代執行までを条例化しているところもあるが、八女市でもどうにかならないかとの意見がございました。

この管理放棄された土地は、空き家に付随する宅地や解体後更地となった土地、元々雑種

地であったり、または耕作放棄農地など様々な形態があります。そのような中で、今回は集落内にある空き地等に絞って質問したいと思います。

調べてみますと、県内では須恵町の空き地等の環境保全に関する条例など全国多数の自治体で条例化しているところもあるようです。八女市は空き地等の管理に対してどのような見解をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

あとは質問席より順次質問いたしますので、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○市長（三田村統之君）

11番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、汚水処理施設の概成に向けた取組についてでございます。

まず第1に、下水道・集落排水・合併処理浄化槽の普及率の現状はというお尋ねでございます。次に、法定検査（7条・11条）の受検状況はどうかと。さらに、単独処理浄化槽及びくみ取り式の合併処理浄化槽への転換の状況はという御質問でございますが、これにつきましては一括して答弁をいたします。

これらの状況につきましては、配信している資料のとおりでございます。

次に、合併処理浄化槽への転換を進めるアクションプランの有無と見直しはという御質問でございます。

本市のアクションプランにつきましては、平成27年度に見直しを行い、平成28年度の福岡県汚水処理構想の中に位置づけられております。

このアクションプランにつきましては、今年度見直しを行っており、転換を含む合併処理浄化槽整備については、整備実績や今後の財政状況等を踏まえ、検討しております。

次に、特定既存単独処理浄化槽の八女市での実態と対応はという御質問でございます。

特定既存単独処理浄化槽とは、そのまま放置すると生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を生ずるおそれのある状態と認められた単独処理浄化槽のことでございます。認定及び指導は県が行うものであり、現在、福岡県で認定された単独処理浄化槽はございません。

次に、公共浄化槽及び民間活用についての考えはないかというお尋ねでございます。

公共浄化槽とは、市が汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽処理促進区域として指定し、浄化槽の整備及び維持管理を行うものでございます。

公共浄化槽は市町村設置型浄化槽と同じであり、現在のところ、市の財政負担や人員体制などを考慮し、公共浄化槽及び民間活用は考えておりません。本市の浄化槽事業は個人設置型で進めており、平成29年度から補助金の拡充を行い、住民負担の軽減を図っております。

次に、令和8年度に向けた汚水処理概成目標の達成は可能かという御質問でございます。

国の汚水処理概成につきましては、令和8年度に汚水処理人口普及率95%以上が目標になっております。

本市の令和4年度末の汚水処理人口普及率は70.9%となっております。

今後は、さらに下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及促進に努めてまいります。

次に、土地（空き地等）の管理、指導をどう考えているかという御質問でございます。

環境保護条例で所有者の努力義務はあるが、適正に管理されていない空き地の指導はどうしているのかというお尋ねでございます。

適正に管理されていない空き地に対する通報があった場合は、現況確認等を行った上で、所有者等に対し文書や口頭で適正管理をお願いいたしております。

次に、空き地等の管理保全条例を制定する考えはないかという御質問でございます。

現行の対応でおおむね適正管理に結びついているため、現時点において条例の制定は考えておりませんが、社会変化に伴い、適正に管理されない空き地等の増加が懸念されることから、今後の対応についての研究が必要であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○11番（田中栄一君）

まず、1点目の汚水処理施設の概成に向けた取組についてということで質問いたします。

資料作成につきましては、お忙しい中にありがとうございました。御礼申し上げます。

まず、下水道・集落排水・合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率の現状は、頂きました資料では令和5年3月31日現在で下水道24.9%、農業集落排水0.9%、合併処理浄化槽45.1%であり、全体では70.9%となっております。高いのか、低いのか、よく分かりませんが、近隣自治体の状況はどのようになっているのか、お尋ねをしておきます。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

近隣の自治体の状況ということでございます。

矢部川流域を共に下水道事業を3市1町で行っておりますが、筑後市においては汚水処理普及率78.9%、みやま市が69.1%、広川町が87.6%となっております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

ありがとうございました。結構、みやま市を除いて、八女市よりも高いところが多いようでございます。広川町については新築住宅が多いということで理解できます。筑後市においても下水道処理が進んでいるんじゃないかと思っております。

そこで、汚水処理人口普及率の全国平均ですけれども、92.9%となっております。汚水処理施設ごとでは下水道が61%、浄化槽が9.4%、農業集落排水などで2.4%、コミュニティ・プラント0.1%となっております。都市規模の大きい自治体は99.7%ございまして、うち下水道の普及率が99.4%と高くなっています。八女市のような5万人から10万人規模の

都市の普及率は88.5%で、うち下水道が68.5%となっております。

つまり、人口規模の小さい八女市のような住宅密集地域が散逸している中山間地域、こういったところでは今後の課題として、くみ取り方式から浄化槽への転換が普及率向上の大前提となっていると思っております。このことを踏まえて、八女市の汚水処理の普及をどのように捉えていらっしゃるのか、副市長、お尋ねしたいと思います。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

私どもも合併処理浄化槽の普及が大切だと思っております。

近隣にも、国の基準に従って補助をしているところも当然あるんですけども、本市においては普及促進を図るために国よりも上積みをして、私ども、先ほど局長が申しあげました流域の中では一番多い額の補助金を出して、しかも転換にも力を入れ、上積みをするような補助金を出しまして、積極的に汚水処理の普及率を上げるように取り組んでいるところでございます。

今後とも、引き続きこのような形で促進していければと思っておりますのでございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

確かに、八女市は他自治体に比べて補助額が大きいということは認識をいたしております。ぜひともこれが、実は心配しておるのが概成計画が終わったら国の補助が終わるんじゃないかという心配をしておりますので、そういった部分でちょっとお尋ねしておるわけでございます。

仮にです。例えば、下水道の接続が可能になって、今まだまだなんですけれども、24.9%のこの区域が100%に達したとします。そうした場合に、全体の汚水処理人口普及率というのがどの程度までになるのかということでお尋ねしたいと思います。また達成年度、概成目標はかなり厳しいと思っております。この下水道の普及率100%への達成年度というのをどの程度考えていらっしゃるのか、分かる範囲で結構でございますので、御答弁願います。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

現在の計画におきましては、下水道の完成が令和22年度、浄化槽の完成が令和26年度の予定となっております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

令和22年度で下水道、一応目標としては達成すると。かなり先の話で、ひとつできる限り

努力をしていただきたいと思います。

次に、法定検査の受検状況についてお尋ねします。

法定検査は浄化槽の維持管理に不可欠なものでございますけれども、全国の状況は設置後3か月以降5か月以内に受検しなければならない7条検査が94.9%、それから八女市は100%受検ということで確実に検査を受けられている。今後も、受検率100%で推移されるように期待するものです。

一方、指定検査機関による毎年1回受けなければいけない11条検査が47.1%で、そのうち合併処理浄化槽は64.9%となっております。福岡県の法定検査率は70%程度となっているようでございます。八女市の11条検査は90%弱でありまして、国や福岡県に比べて高くはなっておりますけど、本来は100%受検されることで浄化槽の状況が分かり、維持管理が適切に行われると思っております。

7条検査については、浄化槽設置時に事業者さんが説明をして契約をされておりますけれども、11条検査は県の指定検査機関が契約することになりますので、ワンクッションあるわけですね。7条検査時に11条検査の継続受検の取組とか、あるいはダイレクトメール発送、周知強化事業等を実施されているところもあります。本来、11条検査は県が執行するものでしょうけれども、基礎自治体としても何らかの受検率向上策を取るべきではないかと思っております。何か実施されておりますか。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

11条検査におきましては、受検の指導については福岡県が行うこととなっております。

八女市としましては、11条検査の実施について八女市広報に掲載しております。また、チラシ等の配布によって周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

広報、チラシということで効果があるのかな、広報を全部が全部見ておられるかどうかというのがありますし、全戸配布のチラシでしょうけれども、各家庭に配られますチラシというのは一遍に来ますので、なかなか見られる方が少ないんじゃないかなと思います。今後の周知方法についても検討をお願いしておきたいと思えます。

それから、受検をしていただくためには個別データの情報、これの収集が必要でございます。管理者指定検査機関、関係事業者などからの情報を一元管理するデータベースとか管理システムで構成された浄化槽台帳システム、これが効果的であると思われるんですけども、関係事業者などとの連携はどのようにされておりますか、また、台帳整備の状況はどんなでございましょうか。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

台帳整備につきましては、令和2年の浄化槽法の改正に伴いまして、県が整備することとなっております。県は所在の情報や管理者の氏名、そして7条、11条検査の検査状況等を把握しているものと認識しております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

県が整備されるということですのでけれども、市のほうとしては、その情報というのは共有されていますか。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

市としましては、浄化槽協会からの実施状況の報告について報告を受けておるところではございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

ぜひとも、そういった情報というのは今後の浄化槽整備の普及にも役立っていくと思えます。例えば、あそこは単独浄化槽だよとか、くみ取り式だよという情報というのは、やっぱり市もつかんで転換を図っていただくような働きかけをするということも必要だと思いますので、ぜひとも、そういったデータについては、しっかり八女市でも把握していただきたいとお願いをしておきます。

次に、単独処理浄化槽及びくみ取り式の合併処理浄化槽への転換の状況についてでございます。

頂いた資料では、年々補助基数が増加傾向にあることは喜ばしいことでございますので、これについては、やはり担当課の努力はもちろんのこと、平成29年度並びに令和2年度に補助金額を引き上げられた効果が現れていると思っております。

今後も、予算の獲得や補助制度等の啓発に頑張ってくださいように、市長含めてよろしく願いしておきます。

八女市の補助制度概要版ですね。こういったものを頂きました。これによりますと、人数規模に応じた補助金限度額が新設、転換等によって規定されております。国の循環型社会形成推進交付金では、単独転換に伴う宅内配管工事費用300千円を限度に助成されるようです。転換の資料はありましたけれども、当然、単独からの転換もございしますが、この助成金は、この概要版に五、六人槽で補助金限度額、新設が498千円、転換が、撤去しない場合は698千円、撤去する場合は928千円となっておりますが、今申し上げました宅内配管工事費用、こ

れはこの中に含まれているものでしょうか。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

単独処理浄化槽やくみ取便槽からの転換の場合、撤去しない場合でも上乘せを行っておりますし、この転換の撤去する場合、この中に配管費用と槽の撤去費用、そういったものの補助が入っております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

宅内配管工事費用も含まれておるといことでございますので、これについてはこれで終わらせたいと思います。

次に、合併処理浄化槽への転換を進めるアクションプランですね、これの有無と見直しについてでございます。

あるということでしたが、国は都道府県構想に基づき、令和8年度を目標に汚水処理人口普及率95%、こういったものを目指していますし、福岡県では令和7年度までに95%処理を目標にしている。これは多分達成されると思うんですけども、しかし、国は多くの市町村で概成目標の達成に不十分であり、市町村でのアクションプランを見直し、さらなる進捗を図る必要があるとしています。

何回も申し上げますけれども、八女市で概成計画目標を達成するためには合併処理浄化槽への転換に力を入れないと達成できないと思っております。相手の――要するに設置者の理解と経済的問題などがあり、かなり難しいことだとは理解しております。

しかし、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生を向上させるためには、汚水処理施設普及のためのアクションプランは不可欠なことだと思います。見直しを今年度やっておられるということですが、見直しの内容やスケジュールなどについてお尋ねします。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

国では、早期の汚水処理概成に向けて効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備促進を求められているところでございます。

市としましては、財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、地域ごとの経済的かつ効率的な汚水処理の整備手法の調査研究を行っているところでございます。

また、浄化槽につきましては、積極的な啓発等を行い、普及促進に努め、早期の概成を目指すこととしております。

現在の作業としましては、下水道におきましては、計画諸元としての将来の計画人口、計

画汚水量、それから将来の改築・更新費用等の試算、それから早期整備のためのコスト縮減方法等の検討を行っているところでございます。

また、浄化槽につきましては、目標とする設置基数を設定しながら整備計画を立てていくこととしております。

以上でございます。

○議長（橋本正敏君）

どうぞどうぞ。続けて。（「スケジュール関係」と呼ぶ者あり）

○上下水道局長（松尾正久君）

スケジュールにつきましては、今年度の作業となっておりますところでございます。

○11番（田中栄一君）

今年度中にアクションプランの再見直しが行われるということでございます。当然、ここには財政問題とか、あるいは今後の八女市の人口減少がどうなっていくかという推計も入ってきて、どういうふうにしていくのかというのがアクションプランに具体的に肉づけされていくと思います。

実際的に、今年度でこのアクションプランの見直しが終わるということでございますが、問題はそれから以降ですね。そのアクションプランに沿った実施を進めていってもらわねばなりません、そういった転換事業を進めていくに当たって、副市長、お尋ねしますが、このアクションプラン、実行可能なアクションプランだと思うんですけども、そこら辺についてちょっとお考えをお尋ねしておきます。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

合併処理浄化槽の設置目標を年間200基ということでやっておりましたけれども、実際的には、その目標を超えるだけの実績があるということで、当然この目標も上乗せしてやっていかなきゃならないと思っています。私も、しっかりと——何度もおっしゃっているように、やらないとやっぱり汚水処理の改善できませんので、しっかりと取り組んでいきたいと。

ただ、下水処理の処理人口ですね、やっぱりどうしても都市部は人口が集まってきているので、自然的に汚水処理の地域内の人口が増えれば率が上がっていくという、自動的にそういうふうな計算式になっていますので、中山間地においては非常にこれが人口が減っていく、それから高齢の世帯がいるところで転換できていくのかと。ここがなかなか進まないところを抱えていますので、なかなか難しい問題だと思っていますが、私たち、しっかりと取り組んでいかなきゃならないというところでは一致しているところでございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

今、副市長からの中山間地の進捗がなかなか厳しいというお話でございました。

そういうふうなことがあるからこそ、今後の話につながっていくわけなんですけれども、さきに特定既存単独処理浄化槽の八女市での実態と対応はということではしております。

これについては、福岡県にない以上八女市にもないということで認識しております。本来は保健所が監督指導する事案だと思っておりますが、当然、市でも環境の保全及び公衆衛生上からも県と一体となって調査されているべきだと思います。市はどう関わっているのか、お尋ねしておきます。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

特定既存単独処理浄化槽は、市長答弁にもありましたように、そのまま放置すると生活環境保全上重大な支障が生ずるものを福岡県が指定して指導するということになっております。これも法改正によりできた部分でございますが、ほかの地域ではそういった指導によって転換をする事業ができたり、転換の事例があったり、修繕を行うなどして水質保全に向けて一定の効果が上がっていると聞いているところでございます。

○11番（田中栄一君）

私がここでお尋ねしたのは——当然、県がやるべきことです。しかし、県、保健所は柳川ですよ。地理的な、距離的な問題は別にしますが、ワンクッションあるわけですね。そうすると、どうしても、やっぱり地域を知った基礎自治体のほうが、そこら辺詳しいというところで考えておまして、ここら辺、何らかの情報共有なり、そういった部分を持っていかねばいかんのじゃないかと考えますので、こういったお尋ねをしております。そこら辺で関わりというのは今までありましたか、それとも今後どういうふうな考えで進めますか。

○上下水道局長（松尾正久君）

お答えいたします。

この浄化槽の指定というのは、地域等を指定するものではなくて個別の浄化槽の検査の状況、11条検査の状況で経過を見ながら汚染のおそれがあると、そういったものを分析して県が指導されるということになっておりますので、市で分かる情報につきましては、県と連携しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

やはり市民の環境衛生、水質汚濁とか、そういった部分で非常に大事なことですので、やはり県ともしっかり連携を取ってやっていただきたいと思っております。

次に、公共浄化槽及び民間活用についての考えはないかということです。

今のところないという答弁だったんですが、以前、同僚議員からも質問がありましたけれ

ども、公共浄化槽構想ですね。以前の質問内容は、たしか浄化槽を市が所有する市町村設置型、いわゆるBTO方式と呼ばれるものがあったかと思えます。

改正浄化槽法では、浄化槽の所有を市に移さず、民間事業が公共浄化槽として管理することが可能とされました。これにより、BOO方式——申し訳ないですね、ちょっと分かりづらい部分があると思えますけれども、担当者の方は御存じだと思います。BOO方式、それからBOT方式についてもPFI事業として実施可能となりまして、令和4年度に活用マニュアルとともに予算化も国はされているようでございます。

この事業に取り組むためには、公共浄化槽構想によるエリア指定、これが必要なんですけれども、こういった事業を活用することでコスト削減や受益負担が軽減されまして、浄化槽への転換が推進され、概成目標達成につながるのではと期待をするところでございますが、この点の考えについて副市長、お尋ねします。

○副市長（松尾一秋君）

お答えします。

この点につきましては、事務レベルの担当者のほうからも担当係長、あるいは担当者呼び、局長もそうですけれども、事務的な検討は何回も行っているところです。

しかしながら、市長答弁もありましたように、やっぱり財政的な負担、あるいはこれを管理するだけで職員を複数名ぐらい、やっぱり正職員を配置しないと回っていかないと。そういうこともあって、財政的な面、あるいは人員配置的な面含めて、非常にこれをすれば確かにいろんな課題が解決するのかもしれませんが、やっぱりそれに対するコスト面を考えると厳しいのではないかなというのが今の現状で、結論としては、それこそ平成30年度の服部議員の御質問のときの答弁とほぼ変わらず、国の制度は変わっているようではございますけれども、中身としては市の財政持ち出しとか人の持ち出しが変わらないという点で同じ負担がある制度ではないかと。これは、なかなか今の市としてはゴーサインを出すのは難しいのではないかとというのが、事務レベルの検討状況でございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

緊縮財政を敷かねばいけないときに財政が増えるとか、あるいはやっぱり職員の人数とか合理化している中で、また余分に職員が必要になってくるということで、なかなか厳しいという副市長の見解でございました。

こういった事業があることは当然でございますので、これについてはしっかりと研究して、そして、もし採算性が取れるならば、その方向に向かっても検討していただきたいということとどめておきます。

次に、一番最後ですね。

令和8年度に向けた汚水処理概成目標の達成見込みについてでございますけれども、答弁では、今後も下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及促進に努めると。ちょっと私が聞いていたのと趣旨がずれているんじゃないかなと思いますが、確かに目標達成というのはかなり難しいと私自身も考えております。目標を達成するためには石橋をたたいて慎重に渡るよりも、そういったことも必要でしょうけど、英断をもって事業に取り組むということも必要だと思います。

市長にお尋ねします。

今後の汚水処理事業についてどうお考えなのか、それから概成目標についてどのように捉えられているのか、そこら辺についての答弁をお願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

汚水処理については、なかなか難しい問題でもございますし、しかしながら、やはり計画どおりやっていかなきゃいかんということでございます。財政的な問題が一番影響があると思いますので、その点も十分配慮しながら前向きに考えていかなきゃならんと思っております。

御承知のように、豊岡の上水道もおかげでめどがつきまして、相当の資金を投入しておりますし、下水道にしても同じことになるだろうと思っておりますけれども、将来の、やはり魅力ある八女市、流入人口含めて若い方々が八女市に残るとということについては、やはり住環境整備というのは教育とともに極めて難しい問題でありますから、しっかり検討してまいりたいと思っております。前向きに検討してまいります。

○11番（田中栄一君）

豊岡地区で今上水道工事が行われております。上を通ったら下に流さにゃいかんです。だから、下水道のほうもぜひともいろいろ考えてやっていただきたいと思っております。

令和8年度の汚水処理施設の未普及解消に向けた単独処理浄化槽やくみ取り式の浄化槽への転換、こういった取組というのは急務じゃないかと私自身思っております。孫が来てくれんとか、そういった家庭内の悩みもあるようでございます。

また、浄化槽の信頼性向上のための保守点検、こういったものについても、維持管理の徹底についても本年5月25日付で環境省から発出されております。そのためにも浄化槽台帳の整備が私自身は必要だと感じております。汚水処理は市民の毎日の生活に欠かせないものでございますので、生活環境の保全や公衆衛生の面からもおろそかにはできないものでございます。執行部の頑張りを期待して、次の質問に移らせていただきます。

2点目の土地（空き地等）の管理、指導をどう考えているかについてお尋ねします。

答弁では、文書や口頭で適正管理をお願いしているということでございましたが、まず、この適正に管理されていない空き地の指導、これをどうしているかということでお尋ねした

いと思います。

空き地は、その管理ができていないことにより、景観の悪化やごみ等の廃棄、それから害虫の発生など様々な問題が生じ、周辺住民の受ける迷惑はもとより、八女市のイメージ低下にもつながります。

八女市の環境保護条例全11条のうち、6条は産業廃棄物処理施設に関する内容でございまして、環境に関するもの全てを網羅している条例ではないのが実情でございます。

条例の中で、土地の管理に関する条項は、第3条の市民の責務と第5条の土地又は建物所有者等の管理義務——これは努力義務を規定するだけで指導することも勧告することも規定されていません。市はそういった適正管理されていない空き地については先駆けて指導すべきですけれども、条例に定まっていないため、市民の努力義務に頼る以外何もすることができないという状況です。しかし、何とかしなければならない。文書や口頭で適正管理をお願いしているということですが、実効性はどのくらいあるのか疑問です。その点いかがでしょうか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

まず、本市が定めております条例についてでございます。

環境保護条例というものがございましてけれども、この中で、今、議員がおっしゃいましたように、第5条、これに基づいて適正管理のほうをお願いしているという状況でございます。

条例全体としましては、ちょっと読み取りづらい部分もあるんですけれども、第8条第2項あたりにつきまして、前条以外で指導をすることもできるという条文も設けておりますので、基本的には本市で行っております空き地等への適正管理のお願い、これは助言指導も含めた形をお願いしているというところです。

実態としましては、文書とか、口頭とか、状況を見ながら対応しています。今年度で言いますと、大体年に五、六十件ほど行政のほうに相談をいただいております。民民で解決されている案件もあろうかと思っておりますけれども、そのうち文書発送が大体20件ぐらいでございました。中には非常にデリケートな問題を含んだ案件もございまして、そういった場合はできるだけ口頭とか、そういった形で両者のお話を伺ったりとか、そういったところに配慮をしながら対応をさせていただいております。

結果的には、大体御相談いただいたうち、ほぼ解決の方向には結びついておりますが、中にはちょっと時間がかかっているもの、繰り返し繰り返しお願いをしているもの、そういった案件も現状としてはございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

空き地の所有者が明確であればやりやすいと思うんですけども、これが要するに所在不明の場合、この調査権というのが与えられていないと思うんですね。そこら辺の対応はどのようにされていますか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

今、議員が御指摘されました所有者が分からない土地、非常に難しい問題です。今、我々のほうに御相談いただいている中で、所有者の確定が難しいという案件は今手元にはちょっとございませんが、実際、これは八女市だけではなくて全国的な問題になってきているということでございます。

国のほうとしても、これは大きな社会の課題として認識しておりまして、実際、今年度の4月からは所有者不明土地管理制度という制度を施行いたしております。

所有者不明土地管理制度につきましては、所有者不明となっている不動産について裁判所が管理人を選任する制度ということでございまして、これまでも管理人を設置する制度はあったんですが、それは人単位の管理ということで全財産を管理しなければいけない。ただ、今回設けられた制度は、対象となる不動産のみを管理することができるというところで、一歩前進したような制度が設けられております。

ただ、この管理人がじゃ、誰なのかといったときに、想定されているのは弁護士さんであったり、司法書士さんであったり、そういったところが想定されているようでございまして、じゃ、こういった方々に実際実務として、ごみの撤去とか、除草作業とか、こういったことがどこまでできるのかというのは、まだこれから検証していかれるというところで、この制度をいかに生かしていくか、ここが一つポイントになってくることかと思えます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

今、司法が管理人の指定を行って、その方を通じて管理をお願いしていくということで一歩前進したんじゃないかなと思います。

実は、私どもの集落にも空き家がございまして、それに付随する土地が——宅地なんですけれども、かなり荒れ放題になっておる。所有者はいますけど、なかなかしてくれないもんで、私自身も、中山間の支払いの共同作業の中で、そういった部分を一緒にやらしてもらっております。だから、そういった部分が結構今後増えてくると思えます。

そこで、先ほど須恵町の空き地等の環境保全に関する条例ですね。これ言いましたけど、ここは空き家と、それから空き地、この両方を網羅した条例になっているんですね。

八女市としては、今からちょっとお尋ねしたいんですけど、管理条例については現行の対応でおおむね適正管理に結びついていると、条例の制定は考えていないが、今後の対応につ

いては研究が必要であるという答弁でございますが、須恵町は今言ったように、両方を網羅した条例1本でやっておられる。

そういったことで、その制定をする考えがあるかという部分について、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、一部消防法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律で物件の除去等を命ずることはできるんですね。当然、雑草も物件という捉え方。また、害虫が農作物を傷めるなど明らかな被害をもたらしている場合は、苦情では済まずに妨害排除請求権、こういったものを行使されるケースも見受けられるということでございます。それ以外に空き地に起因する様々な問題について規制する法律というのがないというところで、この空き地については非常に環境課長も苦慮しているところじゃないかなと思っているんですけども、この問題は法律にないからこそ条例で対応するしかないと思っております。いかがでございましょうか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

おっしゃいますように、この空き地なり土地の管理という問題は非常にその地域性というものもあるかと思っておりますので、法整備をするのであれば条例というものをどう考えていくか、ここは一つポイントだと思っております。

実際、先ほどお話にも出てきました須恵町のほうにもお話を聞いてみました。

結論から言いますと、行政処分、命令であり、代執行、現時点ではそこまでちょっと至っていないということで、それはなぜかというところも併せ聞きましたところ、命令とかの行政処分を出すにしても土地、雑草とかの管理がどこまでが適正管理なのかという、その線引きというものが非常に難しかったり、あとは、私も先ほどちょっと申し上げました、ただ草を刈れば解決するという問題以外の問題も含んでいるとか、ちょっといろいろ案件がやはりあるということで、現時点では指導助言レベルで須恵町としてもとどまっているというお話でございました。

ただ、今御指摘を再三いただいておりますように、今後、管理ができない、あとは管理しようと思っても、例えば、経済的な理由でできないとか、いろんな問題が今後出てくるんじゃないかということは我々も思っておりますので、そのときに行政処分という効果がどこまで及ぶのか、そういったところは近隣自治体もまだそこまでちょっと踏み込めていません。こういったところとの情報共有も含めながら、あとは国がそういうふうな法整備をずっと今課題解決のために進めてきておりますので、そういった動向も見据えながら今後研究していく必要があると、そのように考えております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

今おっしゃられましたように、これは私的財政権というものがございますので、そういった兼ね合いで条例で規制することには難点もあるとは思いますが。

ただ、一般財団法人土地総合研究所の平成29年春号の記事でこういった情報があったんですが、空き地の適正管理のための条例による担保手段の内容と運用状況というものがございます。指導・助言の規定が355自治体で適用ありが240自治体、以下同様に勧告が349自治体に対して91自治体、措置命令が312自治体に対し29自治体、命令に従わなかった者等の公表が128自治体に対して3自治体、罰金、過料等の罰則が79自治体に対し、これはございません。代執行が167自治体に対し7自治体となっております。こういうふうなことで結構踏み込んだ条例を制定しているところもあるようでございます。

さらに、土地基本法が令和2年に改正され、基本理念など法律全般にわたり土地の適正な利用のみならず、適正な管理が必要であるということが明示されました。あわせて、新たに土地所有者等の適正な土地の利用と管理に関する責務が明記され、国及び地方公共団体に対して所有者等による適正な土地の利用及び管理を確保するための必要な措置を講じるよう努める。文言言い換えれば、これは国も空き地の適正管理のために条例制定というのを促しているわけでございます。

再度、条例の早期制定の考えはないのか、先ほど研究をしていくと市長答弁がありました。副市長、この点についてはどうでしょうか。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

土地基本法の改正された背景につきましては、やはり人口減少社会の中で、土地に対するニーズがやっぱり低下しているというのが一つ、一番大きいんだろうと思います。利用価値がある土地で使いたいならば、放ったらかしていても使うわけで、そうっていないというのが一つ原因ではないかなと思っています。

それというのも、やっぱり特に中山間地も先ほどから何回も言っていますけれども、やはりそれだけの土地のニーズがないという。そこに地域活性化とか、あるいは地域資源を活用という視点がやっぱり抜けていたんじゃないかなということで、これから先、国はしっかり土地の管理をしていこうというのが目標としてあったゆえに改正したんだろうと思っています。

今国が着手しているのは、一つはやっぱり土地の権利関係がどうなっているのかというのをしっかりつかもうということで、しっかり土地は相続していきなさいとかですね、そういったところで個人所有、土地の所有権をしっかりはっきりさせるという法律をつくりながら着々とやっていますので、次の段階に来るのは所有者がはっきりしたら、その所有者に責任を取ってもらいたいことになるんだろうと思っています。

先ほどから条例の話をしていただいていますけれども、空き家の管理条例自体が平成26年ですから、今から9年前の9月議会で制定させていただきまして、それから10年目に入っていますが、ようやくやっぱり最近それを有効に活用しながらやっていこうということで、条例制定してからもいろんな課題もあって、ようやく実現できるような状況になっているということで、あれも制定して随分と試行錯誤しながらやってきたと。

今後、土地の関係についても同様の措置を取っていくのかどうかについても、これまでの空き家の経過を見ながら慎重に検討していく必要があるだろうと思っています。

課長答弁しましたように、実態としては今のところは条例を持っていないところと持っているところの差がほとんどないということなので、どんなふうやっていったが効果的なのか、事務レベルでもしっかりと検討しながら政策として市長のほうに提言していくと考えているところでございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

私どもが住んでおります中山間地は結構荒れてきております。荒廃農地以外にもイノシシと同様に近所に雑草が繁茂しておるところが増えてきつつあります。ふるさとを守るために我々も一生懸命やっているんですけれども、なかなか個々の力ではそれに追いつかないという悩みもございます。

そういったところで、いろいろお尋ねいたしました。汚水処理の概成目標達成とか、空き地の管理問題などをお尋ねしましたけれども、これらの問題は市民生活に直結する身近な問題の一角に過ぎません。英断をもって行政執行に取り組んでいただくことをお願い申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

11番田中栄一議員の質問を終わります。

14時30分まで休憩します。

午後2時22分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

1番高橋信広議員の質問を許します。

○1番（高橋信広君）

こんにちは。1番高橋信広でございます。傍聴席の皆様には大変お忙しい中にお越しいただきまして、ありがとうございます。本日最後となりますが、いましばらくお付き合いいただきますようお願いいたします。

通告に従いまして一般質問をいたします。本日は人口減少対策、これに集中してお聞きいたします。

本市におきましては、経済規模の縮小、労働力不足、空き家問題、事業継続問題、地域コミュニティ機能の低下など様々な問題を抱えておりますが、私は多くの課題の主な要因というのは人口減少と捉えております。これまで、まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめとして、人口減少対策に取り組んでいただいているものの、厳しい状況は変わらないというのが現状と思われまます。

そこで、人口減少対策として、大きくは4つの観点でお尋ねいたします。

1つ目、人口動態の過去10年を見て、人口減の抑制策並びに社会増対策をどのように取り組むのか、2つ目に、社会経済活動の維持、活性化を果たすために、二地域居住、いわゆるデュアルライフの推進の考え方について、3つ目として、第2期総合戦略の進捗と今後の取組について、最後に、一定の人口減少というのは受け止めた中で、まちづくりをどのように考えておられるのかについてお聞きいたします。

以上、執行部におかれましては、明確な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

あとは質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

1番高橋信広議員の一般質問にお答えいたします。

まず、人口減少対策についてでございます。

本市における人口動態の推移、実態を、どのように捉えてどのように分析しているのかという御質問でございます。

本市における人口推移については、減少を続けており、直近10年間で7,783人の減少となっております。少子高齢化などの影響もあり、今後も減少傾向は続くと分析しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計でも、人口の減少幅は拡大していくと予測されております。

次に、自然減は、今後さらに減少幅が拡大すると予測されるが、抑制するための方策をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

自然減の主な要因として、出生者数の減少が挙げられます。これらの課題に対応するため、今後、結婚・出産・子育てに関する施策について、さらなる充実を図りながら、出生者数の増加に向けた取組を進めてまいります。

次に、令和3年度、令和4年度は連続して社会増となっているが、この成果の分析から、今後も継続的な増加が見込めるのか、また、社会増を持続するために、いかがすればよいと考えているのかという御質問でございます。

令和3年度、令和4年度の社会増の要因については、外国人の数が増加したこと、マイホーム取得支援事業等により転入世帯が増えたこと等が挙げられます。今後、社会増を持続できるかは不透明な状況でございますが、産業の振興、雇用の確保、移住・定住や子育て支援施策等の充実を図り、社会増に向けた取組を進めてまいります。

次に、福岡都市圏をターゲットとして、二地域居住推進を積極的に取り組むことで、社会経済の維持、活性化につなげられないのかという御質問でございます。

都市住民が地方にも同時に生活拠点を持つ二地域居住は、多様なライフスタイルの視点を持ち、将来にわたる地方への定住人口の増加にもつながっていくものと考えられるため、都市圏への情報発信など、二地域居住の取組の推進を図ってまいります。

次に、人口戦略と位置づけている第2期総合戦略は、後半に入ったがここまでの中間評価及び今後の課題と取組について問うお尋ねでございます。

令和3年度から令和7年度までを実施期間とする第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略については、人口減少対策として各種の事業に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、施策目標の進捗を示す重要業績評価指標については全体的に厳しい状況となっています。今後、農林業、商工業をはじめとする産業振興施策、移住・定住、子育て支援を中心に事業の推進を図り、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。

最後に、人口減の緩和策は不可欠であるが、数十年は人口減少が確実な見込みの中で、どのようなまちづくりを目指すのかというお尋ねでございます。

国が示す将来推計からも、今後、さらに本市の人口減少が続く見込みであることを踏まえ、令和3年に策定した八女市人口ビジョンに示す戦略人口を達成するよう、総合戦略に掲げる事業をさらに推進しながら、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○1番（高橋信広君）

最初に、資料を頂いております。平成24年度から昨年、令和4年度まで人口推移を。今回初めて外国人の人口というのをに入れていただいておりますが、少し内容について御説明いただければと思います。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

先ほど市長が答弁されましたとおり、本市の人口総数については、この10年間で約8,000人弱の減少となっております。この内容を見ますと、やはり自然減によるマイナスが非常に大きくなってきております。ポイントとしては出生数の減少、この点が非常に大きい課題であると考えております。国全体でも少子化が喫緊の課題となっておりますけれども、本市においても、この点は顕著に数字に現れているところでございます。

この資料では、10年前は450人前後の出生数であったのが、令和4年度は388人ということでございます。さらに最新のデータではまた厳しくなっておりまして、1月始まりの歴年で見た場合は、令和5年は1月以降、この11月末までで出生数が325人となっております。今年もあと一月でございますので、歴年区切りで見ますと、年間で350人から360人程度というペースで進んでおりますので、私どももこの点は非常に危機感を持っているところでございます。

また、社会増につきましては、ここ二、三年で数字上は非常に改善しております。むしろプラスに転じております。1つは外国人の増、これは技能実習生としての転入が断続的に続いていること、また、この数が数年前より徐々に増えてきたことがあると思っております。もう一点は、総合計画や総合戦略でも重要な分野として位置づけております移住・定住対策、この取組として、新築マイホームや中古住宅取得に対する支援、また、若年世帯の家賃支援等を行っておりますが、これらの事業により、転入いただいている世帯の実績が着実に上がってきております。

令和4年度では、この3つの事業で転入が185件となっておりますので、今後もこれらの事業をしっかりと推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

その中で、今回初めて外国人の人口というのを入れていただきましたが、その後、外国人の方々も、先ほど課長がおっしゃった、就業のために来られている方、それから、片一方では結婚される、あるいは定住を目的として来られる方もいらっしゃると思うんですね。そういう内訳を含めて、この外国人の動向というか、この辺りをもう少し、これがどの程度影響があるかということも含めて、外国人の動向をお尋ねしたいと思います。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

外国人の方の増加でございますが、この中身を見ますと、特定技能、技能実習に関連する外国人の方、この方々が大きな部分を占めております。本年8月末のデータで見ますと、約64%が技能実習の関係でございます。そのほか、割合が大きいところでいいますと、永住者が12%、技術・人文知識・国際業務の関係の方が7%、国際結婚による配偶者等が6%となっております。

この技能実習生につきましては、実際に全国の仕事場に行かれる前段階の講習期間が一、二か月ということで、この講習期間の関係で転入されている方が多いということで認識しております。その後、この一、二か月の期間で転出されますので、定住という観点からいいますと、定住人口の増にはつながらないのではないかと考えております。しかしながら、断続

的に転出入がございますので、住民基本台帳上の人口には上がってくるところでございます。
以上でございます。

○1番（高橋信広君）

この外国人の方のことは、後ほど社会増減についてももう少し詳しく触れたいと思います。

その前に、一番右側の婚姻組数、ここも随分減ってきております。これはコロナの影響もあると思っておるんですが、その中で、八女市としては結婚サポートセンター、これは八女市のほか、筑後市、それから、広川町と共同で運営されているところですが、ここが数年前、もう3年、4年なると思うんですが、すぐ隣にあったところからチクロスのほうに移転しておられます。

先日、私も久しぶりにこの代表とお話いたしました。ここについては、やっぱりコロナの影響というのもあるんでしょうけど、今までとあんまり変わらない活動をされておりましたし、メンバー的にも同じ方がいらっしゃる、2人いらっしゃいますけど、そこの運営状況というのがまず変化がないなというのをちょっと感じました。

そういう中で、執行部としてこの結婚サポートセンターとの連携、どういう関わりをされているのか、それから、現状、課題というのはどういうところがあるのか、これについてお尋ねします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

送付資料の一番右端にありました結婚サポートの人数につきまして、まず、詳細の説明をさせていただこうかと思っています。

こちらの人数は、議員より御紹介いただきました2市1町、八女市、筑後市、広川町の広域で取り組んでおります八女・筑後結婚サポートセンターの実績値でございます。結婚後、八女市にお住まいになられた組数でございます。昨年度は全体で17組、34名の方が結婚なされております。そのうち、2組が八女市に居住なされたということでございます。

なお、成約者の中の34人のうち、6名が八女市の出身者ということになっておるところでございます。

こちらでの取組、今後の課題についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、数値的にはあまり変わらない状況でございますけれども、この数値的に今後どうしていくかというのは2市1町事務担当レベルでも共通の課題と思っております。

具体的には、今後の取組といたしまして、AIマッチングシステムの導入であったり、周辺市町村を少し取り込んだ広域化事業、こういったものがないかどうかということで、実は先日から2市1町の担当者会議の中でも議論になってきているところでございます。

ただ、こういった事業の導入には経費がかかってまいりますので、今後この導入に当たっ

ては、国、県等の少子化なり、そういったものの交付金をしっかり活用していきたいと考えておりました、今、情報の収集を行っているところでございます。

以上です。

○1番（高橋信広君）

今、マッチングアプリのことと、それから、広域でというお話がありましたけど、今は代表と女性で大体運営されていますけど、感じるどころ、例えば、実績として見てびっくりしたのが、20代の方は少ないんですね。30代、40代、中には50代がいらっしゃるということですね。若い人たちがこういう結婚サポートセンターにはあまり行かれないというか、多分マッチングアプリに移行しているんじゃないかと想像しております。

そういう意味では、もう少し広域の運営というのは一つかなと思いますし、一番南の大牟田ぐらいまで声をかけていただいて、できるだけ広域でやることで会員数も増えてきますし、それぞれがマッチングする確率も上がってくるということを考えますと、そういうことをぜひ協議の中でやっていただければと思っています。

それから、今のマッチングアプリなんですけど、これは実際、全国的にもこういうマッチングアプリを利用して結婚されている方が非常に増えていると聞いております。自治体でも事業者と連携を組んで婚活、結婚のサポートに取り組んでおられる。具体的には、これは何社かあるんでしょうけど、株式会社エウレカというところのPairs（ペアーズ）という運営、ここは桑名市であったり、関市、各務原市、海津市、美濃加茂市と、ほかもあるかもしれません。5つと提携して協定を結んで、どこまでの仕事を——仕事というか、連携がどういう内容かまでは私は分かりませんが、そういう結婚サポートというのを自治体がこのマッチングアプリでやっているということですから、安全性であるとか、そういうことも含めて、このマッチングアプリというのは非常に興味がありますが、これについて具体的に御検討とかされることあるのか、お願いします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まずは行政で行っている結婚サポート事業についてでございますけれども、年配の方にとっての声を聞きますと、行政でやっているからこそ、安心して利用できるという御意見も多数いただいておりますので、1つはやっぱり行政としてしっかり取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

また、AIを使ったマッチングシステムにつきましては、2市1町共通の課題であるということでございますけれども、その中で議員から御提案いただいた具体的な民間事業者、こういったものであるのかとか、また、先進地で取り組んでいる団体等ございますので、しっかり情報を共有しながら取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○1番（高橋信広君）

今の結婚サポートセンターは生かしながら、片一方ではマッチングアプリというのを新規に導入するという選択肢もありますので、そういう2つの方法でぜひ御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、これは自然増を増やしていくというか、結婚していただくのが一番いいんでしょうけど、なかなかこれは点の世界でそんな一気にはこういう少子化の中では難しいと思っています。自治体としてやるべきことは、やっぱり子どもを産みやすい環境、あるいは育てやすい環境づくり、これがやっぱり自然増を増やす大きなポイントとっておるんですが、これについて御意見をお聞かせいただければと思います。どういうお考えか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

子どもを育てやすい、産みやすい環境を整えていく、これは非常に重要なことだと考えております。総合計画であったり、総合戦略の事業の中でも、非常に最重要の課題と位置づけております。八女市のほうでも、保育所の事業であったり、子育て世代の包括支援センターの事業、また、ファミリーサポートセンターの事業など、多岐にわたって事業を展開しております。今後も子育て環境をさらに充実させていくための取組が非常に重要であると考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

ぜひ今後の施策の中で、やっぱりこちらの自然増を増やすという意識も入れながら対策を練っていただければと思います。

それから、次に参ります。社会増についてですけど、この数字を見ますと、先ほど課長からは外国人の影響ということと、片一方では子育て支援の効果という2つのことを言われたと思うんですね。そういう中で、これは数字を、これをいただく後に外国人の動向というか、社会増減をいただきましたけど、実質、日本人だけに直しますと、今まで一度もプラスにはなっていないという数字でした。要は、外国人の方が年々増えてきて、実質650人ぐらい10年前から増えている計算になっておりまして、その影響があつて、この10年でやっぱり日本人だけの減少というのが3,000人近くあるという結果になっております。

そういう意味で、今後、このデータを含めて人口動態の考え方ですね、外国人の——外国人を除外するという意味じゃなくて、外国人のいわゆる就業で出たり入ったりする方々、この数字が非常に大きくなっているの、そういうところを関与した管理というか、その辺をやっていただきたいんですが、その辺いかがですか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

外国人の方の数、これは人口の動態にはちょっと無視できないような感じで、私たちが今後、人口動態を見ていく中で、しっかりその数については把握をしていきたいと思っております。

ただ、先ほども申しましたように、定住人口の増ということには長期的にはつながらないと思っておりますので、そこら辺しっかり数の管理をしながら、今後の動態を分析、見ていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

先ほども申しましたように、外国人の方が10年前から3倍以上増えているということになると、全体的にはずっと減っているのに、片一方では外国人はずっと伸びられていますから、非常に影響は大きいと思います。ぜひそういう管理をやっていただくことで対策に結びつけていただければと思います。

それから、前回、これはいつでしたかね、一度、転入転出についての、なぜ転出されるのか、転入されるかというアンケートを調査された形跡がありました。ただ、やり方についてはもう少し研究する必要があるということでしたが、その後、1年後、どういう形で調査されているのか、これが分かりましたらお答えいただきたいと思います。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

アンケートの件でございますが、これまでも議会で御意見をいただいておりますが、転入転出のアンケートにつきましては、前回は令和3年度に実施をいたしておりました。この結果につきましては、以前の議会でも御報告いたしておりますが、前回は1年間の調査期間で回答数が非常に少なかったこと、また、設問項目についても改善の必要性があるということから、方法を再検討いたしまして、本年3月中旬から5月末にかけて調査をいたしました。

今回は窓口に異動届を出される方に対してアンケート用紙を配布し、そして、任意回答していただく方法で実施いたしております。前回はタブレットでの実施でございましたので、協力者が非常に少なかったことも踏まえまして、紙の方式で行っております。約2か月半の調査期間の中で、回答数につきましては、転入が222件、転出が270件、転居が116件となっております。前回の調査と比較しますと短期間でありましたが、いずれも4倍以上とかなり数は増えております。

今回、既に集計は行っておりますが、現在、まだ分析を進めている段階でございまして、詳細な分析が完了しておりません。詳細の御報告については、もう少しお待ちいただければ

と思っております。

今回のアンケートにつきましては、設問項目に世帯構成であったり、転入転出の理由と通勤時間の変化、転入については通勤通学先、また、転出については、自由記載欄の要望等も設問等に増やしております。前回より多くのデータが取れておりますので、これから分析を深めまして、どういった施策を打ち出していくか、戦略的な施策の方向性というものを出していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

今のアンケートについては、また改めてお聞きしたいと思います。

それから、アンケートの中で、これは要望として聞いておいていただければいいんですが、近隣に転出される方、八女市から例えば、久留米市であったり、筑後市であったり、広川町であったり、そういう人、そして家を購入されたり、中古物件でも新築でもですね、そういう方々。それから、帰って—逆にこっちに来られる方々、そういう方々というのは非常に注力する必要があると思うんですね。そういう方々がなぜ来られるのか、あるいは出ていくのかというところの原因分析が非常に重要だと思いますので、これについてはぜひ、このアンケートを含めてよろしくお聞きしたいと思います。

それから、八女市で今の転入増、外国人を含めると上がっている、外国人の方を除外しても、いわゆる転入転出の幅が縮まっています。これはコロナ時期とはいえ、成果と思っているんですが、私自体は周りから、例えば、不動産業者からも、八女市の場合はいろんな子育て支援が充実しているから人気があるんですよとよく聞くんですね。そういう意味では、この子育て支援というところは非常に功を奏していると感じておるんですが、ここについて改めて聞きますけど、いかがですか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

子育て支援の関係でございますが、私どもも非常に多岐のメニューをそろえまして、八女市の場合は充実していると思っております。ただ、これらの事業をしっかりと情報発信をプロモーションできているかといいますと、まだまだそこら辺は今後改善の余地があると思っておりますので、いい施策を行っておりますので、それを転入していただけるような層に、ターゲットにしっかりと情報発信を今後やっていきたいと思っております。

○1番（高橋信広君）

そこで、これは市長にお聞きしたいんですが、やっぱりこの子育て支援というのは、一定の充実というところが八女市にとっては人口減の緩和策として非常に有効だと思いますし、これから未来を担う子どもたちに投資するというのが一番と思っています。

そういう中で、先ほど自然減の緩和策としての子育てというところ、あるいは未来の子ど

もへ投資というところ、社会増についても同じ。そういう意味では、この一丁目一番地の政策をどこにも負けない異次元のというか、次元の違う形でやるというのが大きな効果を得られるなど私は思っています。

そういう意味で、例えば現在、幼児教育の無償化、3歳から5歳は無償化できています。しかしながら、ゼロ歳から2歳というのはまだ国の補助より充実していますけど、ゼロではないです。この無償化をやると。それから、給食の無償化ということも訴えておりますが、給食の無償化であると。もう一つは、小中学校の医療費、これは一月1,200円ということは今取っていますが、これを無償にする。

この3つだけとは限りませんが、そういう思い切った政策をやったら、私は八女市の人口のためというより、未来の子どもたちへの投資を八女市はやっているというところをしっかりと訴えられると思っておるんですが、その財源も、例えばふるさと納税、これは今6つの選択肢があります。例えば、環境にとか、観光にとか、もちろん子育てというところも入っていますけど、この子育て支援、あるいは将来を担う子どもたちへの教育費という形で、たしか昨年でしたら40%ぐらいそこに集中している。そこのいわゆる未来への投資というところと、あと、市長の判断に任ずという、この2つに変えて財源確保ということをやれば、多分5億円ぐらい出てくるような気がしておりますので、そういう考えを含めて、この未来への投資について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

人口減少対策については、私自身、様々な角度から考える課題だと思っております。今、高橋議員から御提案があった子育ての問題ですね、八女市は決して支援措置が遅れているわけではございませんで、きのうおとといも広川町の女性から、八女市は非常に子育てに対する支援がすごいと。しかもなおかつ、最近、御承知のとおり、給食費の2千円、これを行っているところは全国的に少ないんですよ。福岡市あたりでも、議員御承知のように、物価の高騰による1割、この部分を補助しようという程度のことであるわけで、5千円近くかかる小学校の給食費を半額にするとか、我々みたいに2千円にするとか、そういうことはなかなかやられていない。だから、非常にそういう面では羨ましがられているという面も実はあるわけがございます。

子育てについては、今、1歳から2歳のお話が出ましたけど、国も大きな課題になっているわけです。人口減少に関する課題としてですね。したがって、こども家庭庁なんかを設置して、専門的にこの課題に取り組んでいくということでもございまして、私どももできるだけ、子育てについてはあらゆる角度から、また、皆さん方からの御意見を拝聴しながら対応をしていかなきゃならないと思っております。

また、人口減少についてはいろんな要素がございます。人口減少を抑えるためにですね。

例えば、1つ例を挙げますと、企業誘致の問題もございます。企業誘致でも、例えば、福岡都市圏にある企業が八女市に来るとしますね。そうした場合に従業員の皆さん方がどうするかと、全部福岡に残るということはあり得ない。3割でも4割でも、その企業の進出した場所に移転してくる可能性が非常に高い。それを私どもは今までやってまいりました。ぜひ従業員さんを八女市に住んでいただくように勧めてほしいということをごすね。

しかしながら、もちろん多少やってくれていると思いますが、大事なことは、そういう人たちが八女市だったら住んでいいという環境づくりですね、生活環境も含めて。そういうものをやっぱり考えていかなきゃならないというのが一つの課題でもありますし、また、都市計画の見直しを今年度やりましたね。矢部線沿い約13メートル拡大、いわゆる今までは住宅しか建てられなかったのが、商工業もこれを使えるということになって、この沿線はこれから変わると思います。そこにはやっぱり八女市外の人が経営なり、あるいは住宅として八女市に住んでいただくことになる可能性もあろうかと思えます。

何といたしても、高速パーク・アンド・ライドが近いわけですから、そういう面では御承知のとおり、あの駐車場は年々増加しているんです。先般からも30台増加をいたしました。先日、私がパーク・アンド・ライド事業の料金所を造ったり、いろいろやるときに、一緒にやってくれた西鉄の自動車部の部長と西鉄の会長である倉富会長とも一緒に食事をしながら、八女市に協力をいただくようお願いもしたところでございまして、様々な分野から考えていかなきゃならない。

農業だってそうだと思いますよ。本当に今これからAI精度が、どんどん機械化が進んできて手が要なくなると、後継者がいないと、遠くに働きに行っている若い世代は帰ってくるかもしれない、そういう環境はできていく可能性もあります。そういう様々な課題を私どもは考えながら、人口減少に歯止めをかけていくという努力を今後ともしていきたいと。

過去に議員御承知のとおり、お見合い大作戦というのをやっていましたよね。結構あれで結婚して、今頑張っている女性も多いんですよ。だから、私は今、お見合い大作戦を改めてやろうという指示を実は今いたしたところでございまして、そういう様々な角度から、議員御承知のとおり、一つのもので解決する問題じゃありません。ありとあらゆる手を使って流入人口を増やしていく努力をしていかなきゃいかんと考えておるところでございまして、またいい御意見がございましたら御提案をいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（高橋信広君）

私は一点突破でこういう形もどうですかと言いましたので、これはまたぜひ御検討いただければと思います。

なぜ、この未来を担う子どもたちへ投資というところに集中したほうがいいかということ

は、企画部長に聞きますけど、パレートの法則、262の法則を御存じですか。御存じかどうかだけでいいです。

○企画部長（馬場浩義君）

申し訳ありません。存じ上げておりません。

○1番（高橋信広君）

パレートの法則というのは、マーケティングの一つとして、例えば、民間でいえば、売上げの80%は2割のお客さんから来るんだよと、大体その法則に当てはまるのが非常に多いんですね。そういう考え。それはパレートの法則というんですけど、片一方の262の法則というのは、例えば、民間の専任の仕事、職員さんがおられる、社員がいたら、2割は優秀だよ、6割は中間だよ、2割はちょっと厳しいよと、そういう262の法則というのがあって、学校でもそういうことを言われた時代がありまして、これから、我々の時代は280万人ぐらいいたんですよ。生まれたんですよ。その4分の1ぐらいしかいないんですよ。70万人、80万人、1人でも社会貢献できない人をつくっては駄目なんです。そういうために、我々がそういう未来の子どもたちに投資するというのは絶対必要ということで、それを優先して、結果的には人口減少対策にもつながると思っておりますので、そこをよく御承知の上で御検討いただければと思います。

次に参ります。二地域居住、デュアルライフの件ですが、実は私のほうから資料を1枚配付させていただいております。これは二地域居住のいわゆるガイドライン、地方公共団体向けに国交省が出しているものの中の第3版に追加として、このアンケートの調査がありました。そういう中で、実際アンケートを取った結果、全国的には6.7%、701万人ほどが二地域居住を実行されているだろうというデータと、それから、それ以外の方々がどう思っているかというところで、約3割近くの方が二地域居住を求めているという内容のアンケートです。

全体的には、全国的には2,700万人ぐらいが多分いらっしゃるだろうと、そういうデータでございますし、二地域居住の推進協議会、これも八女市は入っていただいて、連携というのはなかなかできていないというのは聞いておりますが、この1年後の二地域居住について、どういう進捗があったかというところを含めて、まずお尋ねいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

本市におきます二地域居住の推進に当たりましては、先ほど議員からも御紹介いただきましたとおり、令和3年に全国的な組織といたしまして、全国二地域居住等促進協議会が発足されております。本市といたしましても、すぐにこちらのほうに参加をさせていただきまして、先進事例の情報収集であったり、国の支援策等について情報の収集を行ってきたところでございます。

また、本年度は二地域居住、移住・定住の先進地といたしまして、職員が島根県のほうに行きまして研修をしてきたところでございます。それと、ほかの事業、直接二地域居住を目的とした事業ではございませんけれども、八女市では空き家バンク事業に取り組んでおりまして、空き家の契約者が市外住民であっても改修費を補助する、通常でしたら、お住まいになって住民票を動かされた後、家を改修されるときに補助金を出しますけれども、二地域居住に対応するために、住民票の有無は問わず補助させていただいております。こういった補助金の緩和措置を含めまして、二地域居住の推進に努めているところでございます。

以上です。

○1番（高橋信広君）

二地域居住については、この推進協議会のいろいろ成功事例等を見ていますが、まだここというところはなかなか出ていないのは事実と思います。1つだけ栃木市というところが、今御紹介があったように、空き家と二地域居住というのはセットでやられておる中で、空き家バンクの埋まり方が非常に、埋まるというか、成約率が非常に高いという取組をされているというのは確認できました。

今後、この二地域居住というのは、もともとは東京一極集中を緩和するための策と認識しておりますが、我々八女市にとっては、東京からというより福岡都市圏、そういう方々のいろんな働き方、例えば、ワーケーションも含めて、テレワーク、片一方では田舎暮らしを求めている方、そういう方々、目的は絞らなくて、年代層も幅広く声をかけていく、これは積極的に声をかけないと、なかなかそういう方々を呼び込むというのは難しいような気がしますけど、今現在、どういうイメージで、どういう形でやろうとされているか、あれば教えてください。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まずは空き家バンクの実績の中で、二地域居住を目的として空き家を所有された方の実績といたしまして、今年まで実は103件の空き家バンクの成約がっておりますが、そのうち20件が二地域居住を目的として所有されているということでございます。このうち、福岡市内の方が6件、久留米市内の方が6件ということで、議員が御質問いただいたとおり、やっぱり福岡都市圏、久留米市からの二地域居住の御利用が多いのかなと感じているところでございます。

また、今後のプロモーションにつきましても、空き家バンクのみならず、二地域居住、またはそれのみならず、やはり市としての魅力を伝えていかなくてはいけないと思っておりますので、全体的なシティプロモーションの中で、ほかの課と連携を取りながらプロモーション事業をやっていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○1番（高橋信広君）

今の20件というのは初めてお聞きしましたので、既に効果というか、そういう方がいらっしやるという事実は安心しました。

ただ、もう少しやっぱりニーズをつかむことが必要だと思います。そういう意味では、国交省が予算として、調査については、たしか出るようなことが書いてありましたので、ぜひ調査をやっていただきたいんですけど、その辺りのお考えをお聞かせいただけますか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

二地域居住の推進に限らず、やはり私たちが新たな事業に取り組む際には、議員に御提案いただいたとおり、どういった方がどういったものを求めているのかという事前調査というのは非常に必要だと考えております。

また、二地域居住の推進に当たって、国のほうでモデル事業として数件、そういった調査に対して交付金を実施している事業も確認しているところでございます。

本市といたしましても、二地域居住にどういった方向で取り組んでいくかということを示しながら、こういった自治体のまずは動向等を調査、実態把握をしてみたいと考えておるところでございます。

以上です。

○1番（高橋信広君）

この二地域居住が八女市の中に広がって、できれば経済活性化につながるのはもちろんなんですけど、もう一つはやっぱり社会活動に寄与していただくような方ができれば非常に八女市にとっては有効かなと思っていますので、ぜひ前に進めていただくようよろしく願って、これについては終わります。

次に、第2期総合戦略の件ですが、これについては私も委員として入らせていただいたので、中間報告の概要は大体聞きました。ただ今回、その中で御説明のあったのがデジタル田園都市総合戦略という新たな国の政策が出ておりました。ここを八女市としてはどういうふうにかこれを捉えて、今後、第3期に向かうのかというところをまずお示しいただければと思います。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

1年前の閣議決定でデジタル田園都市国家構想総合戦略ということで、国のほうでは本年度から総合戦略の改定がなされたということでございます。その後、国から県や市町村にも、国の改定に基づき改定に努めてくださいという趣旨の文書は来ております。この件につきま

しては、八女市を含めまして、近隣でもほとんどの自治体がこの計画期間の終了に合わせて、次の第3期の開始とともに改定というのが実情でございまして、現時点で近隣自治体ではこの改定はなされていないところでございます。

と申しますのも、本市におきましては第2期の総合戦略、こちらにつきましては既にデジタル化の取組を要所要所で内容を組み込んだところで策定しております。具体的には新庁舎建設に伴います総合窓口支援システム、市立学校のICT化、また、観光施設のデジタル化であったり、「まちのコイン」などの地域通貨の取組等、今後のデジタル化の進展を見据えた戦略、事業計画となっております。

本市では、昨年4月にDX推進戦略が策定されまして、同じタイミングで推進室が設置されて、DXの取組を進めております。このDXの必要性、活用については、さらに加速して広がっていると認識しておりますので、しっかりその流れに乗っていけるような取組をしてまいりたいと考えております。

○1番（高橋信広君）

第3期というのはこのデジタル——既に取り組んでいるということでしたが、全国的には第3期総合戦略はどこかで策定されると思うんですね。これは令和7年度になるんでしょうけど、このデジタルを含めて、それから、現状の第2期総合戦略の反省を基に、できれば、私個人的には1年ぐらい前倒してつくったらどうかと思っていますので、そういうことを含めてぜひ、これは要望だけです、御検討いただければと思います。

そしたら最後に、人口減少対策は先ほど申したとおりですが、今後、この人口減少の緩和策というのは当然必要なんですが、少なくとも人口減少自体は緩和していますけど、だんだん減っていくのは、これは間違いないと思うんですね。そういう中でまちなづくりというのをどういうふうに示していかれるのか。

そういう中で、私は前回、都市計画マスタープランと立地適正化計画の質問をさせていただきましたが、少子高齢化が数十年これから続いていく中で、自然減は幅がもっと広がる。そういう意味では、人口減少というのを我々は受け止めながら考えていく必要があるなど、新たなまちなづくりというのをつくる必要があると思っています。

そういう中で、その対策として、都市計画マスタープランと立地適正化計画が今年の3月に策定されたとは私は認識しております。特にこの立地適正化計画の人口減少対策としては、コンパクトシティ・プラス・ネットワークと、そういうテーマに——テーマというか、これをつくろうということで策定されました。

これが私は新しいまちなづくりと解釈はしているんですが、前回の一般質問の中でもいまひとつ、そこに行こうとされているのか、よく理解できなかったんですね。新たなまちなづくりとして、やっぱり中心地だけじゃなくて、このネットワークをしっかりとつくりながらやる

しか、経済的な活性化を含めて、それから、過疎化したところもしっかりとネットワークで結んでやると、そういうやり方が、やっぱり八女市にとってはこういう方法が一番いいのかなと思うんですが、副市長はこの計画に対してどういう意気込みでやっておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員お話しされました立地適正化計画のコンパクトシティ、この考え方は八女市全体の中の一極集中ではなくて、中心拠点と黒木、これは都市計画区域の中の計画ですので、黒木、立花を地域拠点として、それから、さらにはそれぞれの支所のあるエリア、ここを地域拠点としながら、その拠点の中でのネットワークづくり、さらには拠点間のネットワークづくり、これを生かすことによって、それぞれの地域特性を生かしながら地域活性化を進めていくものと認識しております。

議員おっしゃいますように、それぞれの活性化の中でどうやってネットワークをつないでいくんだと、一番は地域交通の部分かと思います。現在、八女市では幹線路線バス、これを中心に、それに結びつけていくふる里タクシー、これでネットワークをつくっていております。令和4年度に策定しました地域公共交通計画、これの中でもそのネットワークづくりについてしっかり課題として洗い出して、その対応策を検討していくようにしております。

この交通計画を策定しました地域公共交通協議会、この中には地域交通事業者さんたちも参画していただいております、たくさんの意見をいただきながらやってきております。それから、これをつくるには住民の皆さんのアンケートも取りながらやってきております。ここで、ふる里タクシーに対しての様々な意見も、10年たって新たな意見も出てきております。基本的には幹線路線バスのダイヤの構成とふる里タクシーの結びつき、現在、時間単位での出発をしておりますけれども、この辺をいかにして自由に動けるようなところとか、そういうことを今後協議会の中で今年になって議論しているところです。

ただ、皆さん御存じのように、交通事業者さんも現在大変厳しい状況になっておられます。スタッフの皆さん、運転手さん不足ということで、なかなか厳しい状況というのが現実であります。交通事業者さんたちとこの協議会の中でお互いにしっかり意見交換しながら、知恵を出し合いながら、そのネットワークをフルに活用されて、利便性の高いまちづくり、都市づくりを進めていきたいと考えております。

○1番（高橋信広君）

今おっしゃったように、やっぱりコンパクトシティの大きな目的は利便性を強めること、それから、経済の特に内需でしっかりと循環率を高めるというのが大きな課題と思いますし、それをやるために施策が打たれておると。もちろん、行政コストの削減等もあるでしょうし、

あとは税収の維持向上にもつながると思っています。

ただ、これが特にやっぱり中山間地の方から見たら、何となく置き去りにされたと感じていらっしゃる方がおられると思うんですね。ここをいかに説明して、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの、こういうことで八女市の皆さんにとってもいいまちづくりにつながるということを訴えていただかないと、なかなか積極的に多分言われていないので、皆さん、大体立地適正化計画とは何ねと言う人が大半ですよ。そういうことからいって、やっぱり市長をはじめ副市長たちも、事あるごとにこのことを言っていて、こういうまちづくりをするんだ、そのためには皆さんにとってもプラスになりますよということをぜひお願いしたいと思います。

特にやっぱり、おっしゃったネットワークの分ですよ。これについては今後、ライドシェアであるとか、いろんな形を取り入れながら、ドア・ツー・ドアをどういうふうを持っていくかという大きな課題がございますので、そこができないのではなかなか言えないところがあるかもしれませんが、こういう考えだということ早期にぜひ訴えていただきたいんですけど、それについては副市長いかがですか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、おっしゃったように地域間を結ぶネットワーク、一番は行動する部分だと思います。そういう意味では、やっぱり公共交通の大事さというのは私たちも十分認識しております。先ほど申しましたように、交通事業者さんたちとしっかり議論しながら、いい知恵を出しながら、住民の皆さん方が隅々まで住みよいエリアになっていくようにしっかり努めていきたいと考えております。

○1番（高橋信広君）

副市長、もう一度お聞きしますが、このコンパクトシティ・プラス・ネットワークというのは市民の方に非常に分かりづらいんです。理解できないので、やっぱり市トップの方々がしっかりと説明していただかないと、どういうまちづくりになるかというのが見えないので、やっぱり市民説明というところを事あるごとにやっていただきたい。これに対してお答えいただきたい。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、皆さん方がしっかりとこのことを認識していただくことが、さらにこの利便性を高めていくものと思っておりますので、しっかりその説明、PRに努めていきたいと思っております。

○1番（高橋信広君）

よろしくお願ひいたします。時間がなくなりましたので、最後にまとめたいと思います。

人口減少こそが八女市発展の重要な課題とは思っておりますが、まずは誰一人取り残さないというところは原点にありながら、市長をはじめ執行部の皆様には、未来の子どもたちへの思い切った政策を打ち出していただくことを心よりお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

1 番高橋信広議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 37 分 延会